

都市問題パンフレット

№ 20

東京市政調査會

東京市政調査會研究部

市吏員の銓衡方法と試験問題



市吏員の銓衡方法及試験問題 目次

はしがき.....一

(甲) 六大都市.....二

第一 採用.....二

一 概 説(一).....二 銓衡委員會(三).....三 任用規程の要旨(三).....七

第二 昇進.....七

一 概 説(七).....二 銓衡委員會(八).....八

第三 試験内規及試験種目.....八

第四 試験問題.....二

東京市(三).....大阪市(六).....名古屋市(七).....神戸市(七).....横濱市(三).....

(乙) 六大都市以外の市.....三

(一) 市吏員の採用に於ける銓衡方法.....三

(二) 市吏員任用規程の内容.....四

(三) 試験制度の内容.....七

(四) 昇進に關する制度.....三

(丙) 市吏員採用並昇進銓衡試験問題.....五

東京市(追加)(五).....八幡市(六).....和歌山市(四).....高知市(四).....甲府市(五).....姫路市(五).....
那 覇 市(五).....清水市(五).....宇和島市(五).....山口市(五).....倉敷市(五).....萩 市(六)

市吏員の銓衡方法と試験問題

はしがき

市制は所謂六大都市の有給吏員の組織任用分限及其の區に關し必要なる事項は勅令を以て之を定むとしてゐるが(市制第百七十三條)、其の勅令は今に案すら起草せられた事を聞かないし、爾餘の市に對しては名譽職主義を本體とする町村と同じく法定の吏員の外市に必要な有給吏員に就ては之が定數に付き市會の議決を経べき旨規定するに止まつてゐる。即ち吏員の任免は市長の自由としてゐるのである(市制第百八十五條)が、人事は最大切であるからどの市でも何等かの定めをして専務職制の本旨に悖ることのない様に用意してゐることは申す迄もない。乍併之に關する各市の職制は甚だ區々であつて其の間夫々長短あるを免れない。就中吏員の任用並

其の昇進黜陟に關する銓衡方法に於て然りとする。

本篇は主として此問題に關し各市當局を煩はして得たる資料を整理輯録したものであるが、之に依りて各市に於ける人事行政の適正堅實を保障し得るの一助ともなはば市務多忙の際貴重な資料を寄せられた各市人事當局の好意にも報ゆるを得んかと思ふ次第である。本會より茲に各市當局に照會した要旨は、(一)市吏員の昇進及採用に於ける銓衡方法、(二)試験制採用の場合に於ては其の内規及試験種目、(三)從來の試験問題、(四)以上各項に對する經驗上の意見の四點にあつた。未だ回答に接せざる分も數市あるが、時日の徒に遷延する嫌もあり且つ大勢を知るには敢て多く支障を見ないと考へ、茲に一と先づ之を整理することにしたのである。

以下便宜上六大都市と爾餘各都市とに分ち採録することにした。

(甲) 六大都市

第一 採用

一 概 説

東京市 各學校卒業者其他始めて市吏員たらんとする者は、總て之を雇員として採用する。右志望者は本市吏員、名譽職員其他本市に關係を有し信用ある者又は出身學校長の推薦を必要とする。給仕其他傭員にして雇員を志望する者は、通常所屬長の推薦に俟つのである。銓衡委員會があつて、市長の必要と認めたる場合に志願者を銓衡したる結果、成績優良者を必要員數だけ登録し置き、各局、部、課に於て必要に應じ、其登録者中より順次雇員に採用する。銓衡方法は銓衡委員會の定むる所に依るが、過去の實例は後述する吏員昇進銓衡の場合に略同じである。而して試験を行ふや否やも其都度銓衡委員會の決する處に依る。

大阪市 大學卒業者の新採用は大體四月頃一齊に

採用試験を行ひ之を爲す。大學卒業者は原則として採用試験を経たる者に非れば採用せず、而して先づ雇員として採用するの定である。

京都市 「書記及技手試験」規程があるが、近年之を適用したることなく、専ら所屬長の内申に依り隨時個別的に詮議する。但し特別任用の場合は銓衡委員の合議に基き之を決する。

名古屋市 履歴書提出中の者より吏員職員銓衡委員會内規に定められたる委員に於て、筆記試験並に口頭試問(常識問題及趣味、スポーツ、勉學の方法等)に依り人物考査を爲す。

神戸市 採用選抜試験を行ふ。但し病院、公設質屋、職業紹介所等に勤務する者の内、特殊の技能を要する者は試験に依らず、別に人物等を考査し採用する。この種の者は全採用人員の約一割以内に相當する。

横濱市 「横濱市有給吏員任用規程」に依るの外、特に記述すべき標準乃至方針がない。從來試験制を採用したる事例なきも、昭和七年度に限り特に志望者多數なりし等の事情に因り、臨時に試験を爲したるもの

三回あり。右に關する規程等制定の運に至らない。

二 銓衡委員會

東京市 左の二種に分たる。

(イ) 事務雇員銓衡委員會 事務に従事せしむる雇員に採用すべき者の銓衡を掌るもの

(ロ) 技術雇員銓衡委員會 技術に従事せしむる雇員に採用すべき者の銓衡を掌るもの

各委員會は市長の命ずる委員十五人を以て組織し必要に依り臨時委員を置くことがある。市長は委員中より委員長及副委員長を命ずる。各委員會の委員は一年毎に三人以上を改任する。

大阪市 銓衡委員は市長の選任にかゝり、銓衡に關する細則は市長之を定める。

名古屋市 吏員職員銓衡委員會は、助役、收入役教育部長、文書課長を以て組織し、尙市長に於て必要と認むるときは、其の都度臨時委員を任命する。

神戸市 考査委員長は助役、同委員は受験者の學歷別に依り多少の相違あるも、大體、秘書課長、收入

役、社會課長、教育課長、電氣局經理課長、衛生課長、文書課長、水道課長中四名又は五名を以て之に充つるの例である。

横濱市 助役二人及課長たる主事三人以内を以て組織し、必要に應じ臨時委員を置くことを得。

三 任用規程の要目

(イ) 適用の範圍

東京市 局長、理事及特別の規定に依り任用せらるるもの以外の全吏員。

大阪市 主事級以下。

京都市 別に任用規定あるものを除く全吏員。

神戸市 書記以下。

横濱市 主事以下。

(ロ) 學歷並經歷上の制限 各市共大同小異なるに依り、茲には東京市の例を擧ぐるに止める。

第二條 區長、主事、區主事は左の各號の一に該當する者より之を任用す

一 文官任用令第五條第一項の規定に依り高等文官に任用せらるべき資格、地方待遇職員令に依り高等官待遇事務職員

に任用せらるべき資格又は奏任文官特別任用令に定むる資格を有する者

- 二 判檢事常用第一回試験又は辯護士試験に合格したる者
- 三 一年以上本市區長主事又は區主事の現職に在りたる者
- 四 一年以上高等文官又は同待遇地方事務職員に在りたる者

五 其の従事する事務に關する學科を主たる學科とする專門學校に於て其の學科を修め卒業し且本市吏員として引續き一年以上事務に從事したる者

六 高等師範學校を卒業し又は前號の學校の別科にして修業年限を三年以上とするものに於て其の年數の課程を修め卒業し且本市吏員として引續き三年以上事務に從事したる者

七 本市吏員として引續き五年以上事務に從事したる者

八 自治行政事務に從事する官吏、吏員として在職七年以上に及びたる者

九 其の従事する事務に關し特別の學識経験を有する者

第三條 技師は左の各號の一に該當する者より之を任用す

一 地方待遇職員令に依り其の従事する技術と同種の技術に從事する高等官待遇技術職員に任用せらるべき資格を有する者

二 一年以上本市技師の現職に在りて其の従事する技術と同

種の技術に從事したる者

三 一年以上高等官又は高等官待遇地方技術職員に在りて其の従事する技術と同種の技術に從事したる者

四 實業專門學校其の他市長之と同等以上と認めたる學校にして其の従事する技術に關する學科を主たる學科とするものに於て其の學科を修め卒業し且本市吏員として引續き一年以上其の従事する技術と同種の技術に從事したる者

五 本市吏員として引續き五年以上其の従事する技術と同種の技術に從事したる者

六 官吏、吏員として七年以上其の従事する技術と同種の技術に從事したる者

七 其の従事する技術に關し特別の學識経験を有する者

第四條 視學は左の各號の一に該當する者より任用す

一 學位を有する者

二 大學令に依る大學の學部の學科を修め學士と稱することを得る者

三 高等師範學校を卒業したる者

四 一年以上本市視學の現職に在りたる者

五 一年以上官公立學校に於て奏任官待遇以上の校長若は職員に在りたる者

六 五年以上官公立學校の校長たりし者

七 專門學校又は實業專門學校を卒業したる者

八 特別の學識経験を有する者

第五條 講師は左の各號の一に該當する者より之を任用す

一 前條第一號乃至第三號の資格の一を有する者

二 一年以上本市講師の現職に在りたる者

三 特別の學識経験を有する者

第六條 事務員、區書記、區書記補、稅務調査員及清掃監督は左の各號の一に該當するものより之を任用す

一 本市吏員試験に合格したる者

二 本市吏員講習所事務科第一部を卒業したる者

三 第二條第一號乃至第四號及第八號の資格の一を有する者

四 地方待遇職員令に依り判任官待遇事務職員に任用せらるべき資格を有する者

五 裁判所書記登用試験に合格したる者

六 徵兵令第十三條第一項(現行兵役法施行令第百條)に掲ぐる學校、師範學校、高等女學校其の他市長之と同等以上と認めたる學校を卒業したる者

七 專門學校入學者檢定規程に依る試験に合格したる者

八 一年以上本市事務員、區書記、區書記補又は清掃監督の現職に在りたる者

九 一年以上判任文官又は同待遇地方事務職員に在り

たる者但し技術官は此の限に在らず

十 陸軍准士官下士として文官適任技術證明書を付與せられたる者

十一 別に任用規定ある本市吏員として引續き一年以上其の従事する事務と同種の事務に從事したる者

十二 本市雇員又は雇員に準ずる者として引續き三年以上其の従事する事務と同種の事務に從事したる者

十三 官公廳の吏員又は雇員として引續き三年以上事務に從事したる者

十四 陸軍准士官若は海軍准士官にして現役を退きたる者陸軍下士として在職中事務に從事し若は事務取扱適任の證明書を付與せられ現役を退きたる者又は海軍特修兵たる下士官にして歸休中の者若は現役を退きたる者

質又は古物の業務に五年以上從事したる者は市吏員銓衡委員の銓衡を経て質屋勤務の事務員に任用することを得

第七條 技手、區技手、醫員、船長、運轉手、機關手、調藥員看護婦長、助産婦長及保母長は左の各號の一に該當する者より之を任用す

一 第三條第一號乃至第三號の各號の一に依り其の従事する技術と同種の技術に從事する技師に任用せらるべき資格を有する者

二 地方待遇職員令に依り其の従事する技術と同種の技術に従事する判任官待遇技術職員に任用せらるべき資格を有する者

三 一年以上本市吏員の現職に在りて其の従事する技術と同種の技術に従事したる者

四 判任官又は同待遇地方技術職員として其の従事する技術と同種の技術に従事したる者

五 本市雇員又は雇員に準ずる者として引續き三年以上其の従事する技術と同種の技術に従事したる者

六 官公廳の吏員又は雇員として引續き三年以上其の従事する技術と同種の技術に従事したる者

七 其の従事する技術に關し相當の學識経験を有する者

第八條 授業員は左の各號の一に該當する者より之を任用す

一 第四條第一號乃至第五號の資格の一を有する者

二 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀又は小學校教員免許狀を有する者

三 一年以上本市授業員の現職に在りたる者

(ハ) 年齢の制限 左記四市は年齢の制限を設くる。

大阪市 主事、視學、技師、書記、技手に任用すべき者は滿五十歳以下たることを要する。但し現に本市有給吏員の職に在る。

二 禁錮以上の刑に處せられたる者

三 懲戒處分に依り免職せられたる者

四 家資分散若しくは破産者たるの宣告を受け復権を得ざる者又は身代限の處分を受け辨償の義務を終へざる者

神戸市 體格検査内規に依り其の成績甲の者に非れば任用しない。但し常務に差支なしと認むる時は乙の者と雖も任用するを妨げない。

第二昇進

一 概 説

東京市 雇員、準雇員より吏員に昇進せしむる者の銓衡方法としては、先づ局、部、課長より其の所屬雇員、雇員に準ずる者の中、吏員に任用するを適當と認むる者を推薦せしめ、之を銓衡委員會の銓衡に付する。銓衡の時期は市長必要と認めたる時を以て之に充てるの定であるが、從來の實例としては一般銓衡は約六月毎に特別銓衡は隨時行つた。銓衡方法は原則として左の如く定むるも、委員會必要と認むる場合に於ては、他の方法に依ることが出来る。

る者を主事、視學又は技師に任用する場合若しくは臨時事業の爲主事又は技師に任用する場合は此の限でない。

京都市 書記、技手、清掃主事、清掃監督及清掃監視に任用すべき者の年齢は二十年以上五十年以下とする。

神戸市 書記、技手、掃除監督、書記補、技手補、職長、機關手に任用すべき者は年齢滿二十年以上五十年以下たることを要する。但し技術若しくは特別の技能を有する者は特に五十五年迄延長し、書記補及技手補は滿二十年未滿の者と雖も採用することが出来る。

横濱市 有給吏員に任用すべき者は年齢四十五歳以下たることを要する。但し特別の必要あるときは此の制限を超ゆる場合も委員の銓衡を経て任用することを得る。

(ニ) 除斥條件 左記三市にありては一定の者に對しては、他に如何なる資格を具備するも任用することを得ざる旨の規定を存する。

大阪市 市立衛生試驗所の身體検査に合格せざる者及び前職其他の事項に關し不良の行爲ありたる者は之を吏員に任用することを得ない。

京都市 左の各項の一に該當する者は吏員に任用することを得ない。

一 身體虛弱にして服務に堪へずと認むる者

(イ) 被銓衡者に付書面又は口頭試問、面接、實地試驗其他銓衡委員會の適當と認むる方法に依り人物、學識、技能を考查し、各委員は無記名投票に依り其の所見を點數を以て表示する。

(ロ) 右各委員の表示したる總點數の平均數を其の被銓衡者の得點數とする。從來の實例に依れば、普通一般の事務又は技術(土木、建築、電氣、機械等)の場合は、被銓衡者も多數なる關係もありて先づ筆記試驗を行ひ、其の成績良き者に對し、面接考查を爲すを例とするが、特別の技能、経験を必要とするもの(例之、質屋事務員、度量衡技手、消毒技手等)の場合は、人員少き關係もありて、筆記試驗の方法を採らず、各人に付き面接考查又は書面審理のみに依り銓衡した例がある。合格認定の方法は毎回の銓衡に當り、市長は必要員數を定め右得點數多き者より(委員會が投票の方法を採らざるときは其の決定に従ひ)其の必要員數だけの吏員候補者を定め置き、隨時之を吏員に昇進せしむるのである。區役所職員は、制度上

は區長の申請したる人物に付き其の都度銓衡するを原則とするも、實際に於ては右市役所吏員の銓衡に際し、區長より適當者を推薦せしめて銓衡し置き、前記同様の方法にて昇進せしむるを例とする。

大阪市 昇進は雇員より書記又は技手等有給吏員に任用の場合に限り、銓衡試験を行ひ、其の他の昇進(例之書記より主事に)の場合は之を行はぬ。

名古屋市 書記、技手其他の吏員より主事、技師其他年俸者に昇格の場合は銓衡試験をなさず、雇員より吏員に昇格の場合、未だ銓衡を経ざるものは、筆記試験並口頭試験に依り人物考査を爲す。雇員任用の場合既に銓衡試験を経たる者は、書面銓衡(内申書を銓衡委員に回覧し委員の可否を決す)とし、筆記試験並口頭試験に依る人物考査を省略する。其他技術に屬するもの等にして、特に銓衡委員に於て、銓衡試験を必要と認むる者を除くの外、筆記試験並口頭試験及人物考査を省略し、書面銓衡に依り銓衡する。

神戸市 吏員進級試験を行ひて之を爲す。

二 銓衡委員會

東京市に在りては左の二種に分たれ、その構成、改任方法等は前掲採用に關する銓衡委員會に於けると同様である。

(イ) 事務吏員銓衡委員會 事務に従事せしむる吏員に任用すべき者の銓衡を掌るもの。

(ロ) 技術吏員銓衡委員會 技術に従事せしむる吏員に任用すべき者の銓衡を掌るもの。

其の他の市に在りては採用に於ける夫れと共通である。

第三 試験内規及試験種目

東京市

試験制を採用するや否やは其の都度委員會に於て決定するもので、一定の内規はない。故に過去に於て採用したる方法の實例を左に掲げる。

(A) 採用銓衡の場合

一、事務雇員銓衡の場合 左の二部に分ち夫々學力程度に應じたる筆記試験を行ひ、其の成績優良なる者に對し面接考

査を爲した。

第一部 大學、專門學校卒業程度以上の學力を有する者

第二部 中等學校卒業程度以下の學力を有する者

二、技術雇員銓衡の場合 左の如く區別して行つた。

第一部 大學、專門學校卒業程度以上の學力を有する者。

筆記試験を行はず口頭に依り稍専門的の試験を行つた。

第二部 中等學校卒業程度以下の學力を有する者。

筆記試験を行ひ其の成績優良なる者に對し面接考査を爲した。

(B) 昇進銓衡の場合

一、事務吏員銓衡の場合 過去四回の銓衡に於て決定したる手續左の如くである。

(イ) 總 則

(1) 銓衡は左の順序に依り之を行ふこと

第一次銓衡

第二次銓衡

(2) 委員會が必要に依り本手續に拘らず適宜の銓衡方法を採る場合あるべきこと。

(3) 正當の事由に依り指定の日に出席し能はざる者に對しては、追銓衡を行ふ場合あるべきこと。

(ロ) 第一次銓衡

(4) 第一次銓衡は委員會の指名に依る五人の特別委員之に當ること。

(5) 第一次銓衡に於ては被推薦者全員に付凡そ左の事項に關し筆答せしめ、且特殊の知識又は技能を有すと認むる者に付ては、更に他の適當の科目を課して解答せしむること。文案作製及筆蹟、法律行政制度手續等に關する知識、一般庶事務に關する注意力試験、筆算及珠算(最近に於てはこの二科目を筆算、珠算又は英語の三科目とし、其の一を選択せしむることとした)。

(6) 前項解答の成績に依り、第二次銓衡を受けしむるの適否を定め、其の第二次銓衡を受けしむべき者に付ては、學力、技能及適すべき事務に關する意見を定むること。

(ハ) 第二次銓衡

(7) 第二次銓衡は全委員之に當ること。

(8) 第二次銓衡に於ては、第一次銓衡に於て第二次銓衡を受けしむべしと定めたる者に對し、口頭試験に依り其の性格、態度、言語、體格、風貌、健康、將來の見込、適すべき地位其の他を觀察し、更に第一次の銓衡に依り認められたる學力、技能及適すべき事務を參考とし、各委員其の所見を投票用紙に記載し之を投票すること。

(9) 其の日の投票終了したるときは、委員長の選定せる委員三人之を開票し、各人の得票數を決定すること。

從來の實例左の如し。

イ、特別委員の氏名は公表せず。

ロ、筆記試験の答案には一切氏名を記さず、採點者をして何人の答案なるかを知らしめず。

ハ、同一答案は數名の吏員に依て採點せられ、各委員採點數の平均點數を其の成績點數とする。

ニ、合格の認定は全科目の總點數に依る。故に假令一科目に成績特に悪きものもあるも、他科目に於て優秀なれば合格と認めらるゝ例である。

二、技術吏員銓衡の場合 過去二回の銓衡に於て決定したる手續は、前記事務吏員銓衡手續中(4)、(5)が左の如く異なるのみで、他は總て同手續と同じである。

(4) 第一次銓衡は委員長の指名する委員、技術の種類に應じ分擔し之に當ること。

(5) 第一次銓衡に於ては被推薦者全員に付推薦書及履歴書を審査し、其の特に學識、技能を試みるの必要ありと認むる者に付ては、更に適當の方法に依り試験を行ふこと(實際に於ては全員に對し技術の種類に應じて適當科目の筆記試験を行ひ技術の種類に依りては、更に珠算を課したるも

のあり)。

大 阪 市

大學卒業者は原則として採用試験を経たる者にあらざれば採用せず、採用試験種目左の如くである。

筆記 行政法主として地方行政に關するもの

都市政策に關するもの

口述 地方行政並に財政に關するもの

昇進者銓衡試験種目左の如し。

筆記 市制、民法、事務章程、會計規程、服務規律、作文

計算問題

口述 時事問題及主管事務

但し本市事務講習會に於て試験成績優秀者は特に試験を行はずして任用する。專門學校以上卒業者は民法並に計算問題を省略する。

京 都 市

近年試験を施行したることなきことは既述の如くであるが「書記及技手試験規程」に依れば、筆記試験及口述試験の二より成り筆記に合格せざれば口述に應じ得ざるものとされ、試験科目は左の通である。

書記試験 一、法律 民法、行政法

二、作文 論文、假名交り文、普通往復文

三、算術 分數比例、加減乘除(珠算、筆算)

四、筆蹟 楷書、行書

技手試験は法律の代りに「技術に關する解説」あり、作文中、論文及び筆蹟を缺く。

名 古 屋 市

試験内規及種目としては別に定めたるものなし。

神 戸 市

(イ) 採用、選拔試験 吏員又は雇員採用の爲め行ふものであつて、秘書課に於て之を行ふを例とするが、必要に應じ市長に於て臨時審査委員を命ずることがある。試験は筆記及口述より成り、前者は法制經濟及國語作文、後者は主として常識及人物を考查する。受験資格としては、年齢滿三十五歳未満の者たること及び市吏員任用規程第一條第三號の資格を有する者たること(即ち官公立中學校若くは之と同等以上にして文官任用令第六條第一號に依り文部大臣の認定を受けたる諸學校卒業者、專門學校入學者檢定規程に依る合格者、陸軍准士官又は下士にして文官適任技術證明書を有する者)。試験委員に就ては既述「銓衡委員」の條下参照。

横 濱 市

從來試験制を採用したる事例なきも、本年度に限り特に志望者多數なりし等の事情に因り、左の三回に亘りて臨時に試験を爲したるの外、未だ之に關する試験種目其の他手續に關する規程等制定の運びに至らず。

第一種 大學令に依る大學出身者中より書記採用の爲

第二種 本市雇員傭人中より稅徵收並小學校授業料徵收に従事すべき書記、書記補採用の爲

第三種 本市臨時雇員傭人中並一般より雇員採用の爲

第四 試験問題

(ロ) 進級、選拔試験 雇員の進級上參考とする爲め行ふもので

最近に於ける試験問題を掲ぐれば左の如くである。

東京市

事務員採用試験問題（昭和七年五月施行）

第一部 大學、專門學校卒業程度以上の學力
を有する者

左記の中十語を選びて説明せよ。（時間三十分）

- 一、蛸配當 二、デフレーション
- 三、信託 四、豫算決算
- 五、減價償却 六、ダンピング
- 七、公務員 八、隣保事業
- 九、營造物 十、正當防衛
- 十一、財團法人 十二、三段論法
- 十三、辯證法 十四、社會連帶
- 十五、イデオロギー 十六、認識不足
- 十七、一運託生 十八、傀儡
- 十九、カムフラージ 二十、ファッショ

第二部 中等學校卒業程度以下の學力を有する者

- 第一問 友人の凱旋を祝ふ文。（楷書又は行書にて書すべし）
- 第二問 左の文章を記し○の箇所に適當の文字を書入るべし
（一）時局收拾の重大使命を○びて齋藤新内閣は感々成立したが、經濟界は差し當り金○出再禁止後も不況深○化

し、いはゆる經濟國○の折柄、これに對して新内閣が如何なる方針を以て望むか○る注目されて居る。

（2）市域擴張の範圍○に付ては從來各種の案がありました
が其の○目は帝都として又大都市として將來の向上發○を圖り行政の圓○健實なる遂行を○するに外ならないのであります。

第三問 左の運算を記し結果を求めよ。

(1)
$$\begin{array}{r} 3,865 \\ 1,560 \\ 5,742 \\ 4,926 \\ + 2,511 \\ \hline \end{array}$$

(2)
$$\begin{array}{r} (A) \quad 736 \\ - 497 \\ \hline (3) \quad 386 \times 527 = \\ (4) \quad 167875 \div 475 = \end{array}$$

第四問 (一) 東京市長の氏名を記せよ。

- (二) 東京市の十五區の名を記せよ。
- (三) 東京市域擴張は何月から實施するか。
（以上一時間）

集計事務に従事すべき女子雇員及中等學校卒業程度以下の學力を有する技術雇員に對する採用試験問題もあるが、編述の都合上三五頁に收む。

事務吏員昇進銓衡試験

1、昭和六年六月施行試験問題

(1) 文案作製及筆蹟

市水道使用條例ニ

第三十四條 給水装置ノ所有者、保管者、給水請求者、

使用者ノ行爲ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二月以内給水ヲ停止シ又ハ基本料金一月以上三十月分迄ヲ増徴ス

一 恣ニ導水装置ヲ爲シ又ハ給水装置ヲ移動、變更撤去若ハ加工シタルトキ（下略）

トアル。然ルニ吉田太郎ナル人ノ家ニ於テ何等水道局ニ申出ナクシテ臺所ノ水道ヲゴム管ヲ以テ湯殿マデ導水ノ裝置ヲシテ居タコトヲ偶々水道検査員某ガメートル點檢ノ爲同家ヲ訪問シタトキニ發見シ歸局後係員ニソレヲ報告シタ。依テ係員ハ吉田太郎ヲ呼び出シテ事情ヲ聴取シタ處右ハ田舎カラ數人ノ來客ガアリソノ滞在中一時ノ便法トシテ設ケタモノデ既ニ客人モ歸タノデ直チニ取外シタ様ナ次第デア
ルカラ寛大ナ措置ヲ願ヒタイトノ陳述ガアツタ。係員ハ本

人ヲ歸シテカラ上司ト相談ノ結果事情ヲ諒トシ今回ハ別段ノ處置ヲシナイコト、ナシタガ、假令一時ノ便法デモ右様

ナ裝置ヲスルコトハ宜敷クナイコトデアルカラ將來再ビ斯様ナコトノナイ様本人ニ注意ヲ與ヘルコト、シ其ノ通知ヲ出スコト、ナツタ。コノ場合ニ於ケル通知文ヲ立案セヨ。

(2) 法律行政制度手續等ニ關スル知識

一般政務ニ關スル注意力試験

- 一、自治制度トハ何カ。
- 二、市會ト市參事會トハ何ウ違フカ。
- (以上ノ内一題ヲ選ビテ記セ)

三、自己ノ擔任事務ノ内容及手續ニ付テ記シ尙其ノ改善ヲ要スル點ナキヤ否ヤ若シアラバ如何ナル改善ヲ必要ト認ムルヤヲ記セ。

(3) 珠算 讀上加算三題。

2、昭和七年二月施行試験問題

(1) 東京市ニ於ケル區及區長ニ付テ法制上知ル所ヲ記セ。

(2) 市代表機關ヲ説明スベシ。

(以上ノ内一題ヲ選ビテ記セ)

(3) 市吏員ノ義務ヲ説明スベシ。

(4) 文案作製ノ問題

○左の如き照會が來た。

庶第一〇五號

昭和七年二月十三日

大連市長 田 中 千 吉

東京市長 永田秀次郎殿

職員服裝ニ關スル件照會

貴市職員職務執行中ノ服裝ニ關スル規定又ハ方針承知致
度

○右に對する返事の文案を左の如く作つて見たが、文字、
用語、構成、形式等に適當でない點があるやうに思はれ
る。依てこれを改作して見よ。

廻 答 案

年 月 日 市 役 所

大連市長宛

當方ノ職員職務執行中ノ服裝ニ關スル規定又ハ方針承知致
度照會候へ共當方ノ職員ニ於テハ全體ニハ被服ガ出ズ或ル
特例ノ職務ニ執務スル人ハ製服ヲ貰フコト、シ其ノ人ハ執
務中ハ製服ヲ着ナケレバナラヌガ其ノ他ノ人ニハ別段ノ規
定ハアラザルモ和服ハ實際上執行上不便カアルコトカアル
ノデ可成洋服ヲ奨励致候へ共和服ヲ禁止スル規定ハアラザ
ルモ若シ和服ヲ着テ來ル場合ニハ職務ノ性質上特ニ袴ヲハ
カセザル場合ノ外ハ必袴ヲ着用シナケレバナラザルモ女子

アルガ甲廳へノ返事ハ出スコトヲシナカッタノデ當方ノ誠
意ガ通ゼズ甲廳カラハ遂ニ嚴重ナル抗議の督促ガ來ルニ至
ツタ。

依テ之ニ對シ區長ヨリ一先ツ今迄ノ經過ヲ懇切適當ニ申述
ベテ事情ヲ諒解セシムル必要ガアル。主任者タル立場ニ於
テ其ノ文案ヲ作製セヨ。

4、昭和七年十一月施行試験問題

一 般 問 題

(1) 左ニ掲グルモノノ性質ニ付テ説明セヨ。

1 市長、2 助役、3 局長、4 課長、5 掛長、6 事務員、7
區長、8 區書記、9 雇員、10 傭員、11 市會議員、

(2) 自己ノ從事スル事務中最モ重要ト思ハル事務ヲ説明
シ之ヲ處理スル上ニ於ケル心得方ニ付テ記セ。

文案作製ノ問題 (答案ハペンヲ用ヒ罫紙ニ楷書又ハ
行書ニテ記スコト)

本籍(舊) 東京府荏原郡入新井町新井宿二十七番地

現住所 青森縣弘前市代官町十番地

菅 田 芳 太 郎

明治四十四年七月二十日生

○右ノ者ヨリ提出ノ昭和七年九月廿九日付ノ入新井町長宛身
分證明願書同月三十日同役場ニ到着シタ。

ハ事務服其ノ他一定ノ被服ヲ着用セシムル場合ハ和服デモ
袴ヲハカナクテモ支障ナキコト、致居候右廻答候 敬具

3、昭和七年七月施行區役所吏員銓衡試験問題

(1) 區長ノ掌ル事務ヲ大別シ左ノ區分ニ依リ之ヲ分類列舉
セヨ。

1、國ノ事務、2、府ノ事務、3、市ノ事務、4 區ノ事
務

(2) 自己ノ擔任事務ノ種類ヲ列舉シ各其ノ根據タル法令ニ
付テ記セ。

(3) 文案作製ノ問題(ペンヲ用ヒ楷書又ハ行書ニテ記セ)

甲ナル官廳ヨリ區内居住ノ乙ナル人物ノ信用狀態ニ關シ區
長ニ照會ガアツタガ其ノ中ニハ左ノ如キ區役所デハ明カデ
ナイ事項ガ含まレテ居ツタ。

一、所得額及其ノ内容、二、動産額、三、過料、罰金又
ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレシコトノ有無

故ニ之ニ對シ満足ナル回答ヲ爲スニハ他官公署等ニ關係部
分ヲ調査シテ貰ハナケレバナラヌノデ、夫々照會ヲ發シテ
調査方ヲ依頼シタノデアアルガ、調査困難ナル點ヤ照會先ノ
都合等モアツテ調査ガ容易ニ拂ラズ甲廳カラハ督促再三ニ
及ンダ。當方ノ主任者ハ依頼先ニ書面、電話等ヲ以テ又ハ
自ラ出向イテ速カニ調査シテ貰フ様極力努力シテ來タノデ

○入新井町役場ニ於テハ恰モ東京市編入準備ニ多忙ヲ極メ居
タル爲直ニ之ヲ處理スルコト出來ズ其儘之ヲ大森區役所ニ
引繼イダ。

○本人ハ右事情ヲ察シテ十月五日付ヲ以テ左ノ意味ノ書狀ヲ
東京市長ニ宛テテ寄越シタ。

本月二十九日付入新井町長宛ニ身分證明願ヲ提出シテ置
イタガ未ダ御回送ガナイ。右ハ市域擴張ノ爲未處理ノ儘
御市ニ引繼ガレタモノト思フガ取急ギ必要ナノデアアルカ
ラ大至急ニ取計ハレタイ。

○身分證明事務ハ大森區長ノ所管デアアルカラ市長ハ右本人ノ
申出ヲ同區長ニ通ズルト同時ニソノ旨ヲ本人ニ通知スルコ
トニシタ。依テ左ノ意味ヲ含メタ本人宛ノ通知ヲ立案シテ
見ヨ。

一、身分證明願ハ引繼事務多忙ノ爲未ダ處理サレテ居ラ
ナイノデアラウト思フコト。

一、身分證明ノ事務ハ區長ノ所管デアアルコト。

一、申出ノ事ハスグニ大森區長ニ通知シテ置イタコト。

一、大森區長ハ速カニ取計フデアラウト思フコト。

一、入新井町ハ大森區ニ編入サレタコト。

算 術 問 題

(1) $[16081 - (73 \times 29 + (4532 - 1263))] \div 93 =$

- (2) 或物品ヲ購買セントシテ見積ラ徵シタルニ代價百四十一圓二十五錢ト申出アリタリ。然ルニ豫算擔當員ヨリ此ノ金額ニテハ豫算額ヲ一割三分超過スルヲ以テ豫算額ノ九割ニ止メラレ度シトノ希望アリタリ、代價幾何ノ物品ヲ購入セハソノ希望ニ副フヤ。式及答ヲ掲ゲヨ。

珠算問題 讀上加算三題。

英語問題

- (1) 下ノ和文ヲ英譯セヨ。
(A) 東京市長ハ誰デスカ。
(B) 私ハ東京市役所ニ勤メテ居リマス。
(2) 下ノ英文中一問ヲ選ビテ和譯セヨ。
(a) The city government of Tokyo has very limited municipal powers - powers more restricted in number and scope than those granted in cities in America.
(b) As soon as the ladies had left the room, the men brought their chairs closer together, and general conversation ensued, whilst cigars, cigarettes, coffee and liquors were handed round.

技術吏員に對する昇進銓衡試驗問題が、各技術員共通のもの、と、道路關係土木技術員、橋梁關係土木技術員、河港關係土木

技術員、下水道關係土木技術員、上水道關係土木技術員、軌道關係土木技術員、建築技術員、電氣技術員、應用化學關係技術員、水源林關係造林技術員、園藝技術員、醫員、齒科醫員、調藥員、保姆、微生物關係技術員、機械技術員、測量技術員に各別のものとして分れ存するが、都合に依り三七頁に掲載した。

大 阪 市

昇進銓衡試驗問題

會計規程 (四十十分)

- 一、昭和七年ノ會計年度期間及其ノ出納閉鎖ノ期日ヲ問フ
二、資金前渡ノ性質ヲ説明スヘシ
三、振替命令書ニ依ル収入トハ如何ナル場合ヲ謂フヤ

作 文 (五十十分)

大阪市ト特別市制

市 制 (四十十分)

- 一、女子ハ市長ニ選舉セラル、コトヲ得ルヤ
(肯定説、否定説孰レモソノ根據ヲ記述スルヲ要ス)
二、特別會計トハ何ゾヤ
民 法 (四十十分)
一、不動産ニ關スル物權ノ得喪及變更ニ付テノ登記ハ如何ナル効力ヲ有スルカ
二、不當利得トハ何ゾヤ 例ヲ擧ゲテ之ヲ説明セヨ

事務章程 (三十十分)

本市ニ於ケル事務組織ノ梗概ヲ説明スベシ

服務規律 (三十十分)

『吏員ハ忠實義務ヲ有ス』

右ヲ本市吏員服務心得ニ照シ具體的ニ説明スベシ

計 算 (一時間)

- 一、大正四年七月二十二日日本市書記ニ就職シ昭和七年六月三日月給百五拾圓ニテ病氣ノタメ退職セル者ノ退職料年額及一時給與金ヲ算定セヨ
二、債務者ノ財産ヲ競賣ニ附シテ金貳千五百圓ヲ得タリ此内抵當債權者ニ金千貳百九拾圓ヲ與ヘ殘額ヲ甲乙丙ノ債權者ニ分配セントス此債權額甲ハ乙ノ三倍丙ハ甲ノ半額ナリト云フ各人ノ得ル所何程ナリヤ
三、如何ナル數ノ七倍ニ六ヲ加フレハ十一ノ五倍ヲ得ベキヤ
四、或人ノ水泳速力毎分九十米ナリト云フ、今長サ千二百米水流ノ速度毎秒一米ナル河川ヲ往復スルニ何分ヲ要スベキヤ
五、白米一庇ニ付二十四錢ナリト云フ、三貫ヲ求メシニハ何程ヲ要スベキヤ

右五問中任意三問ヲ選ビ回答スベシ

名 古 屋 市

(イ) 大學卒業程度の者に對するもの

- 大都市ノ施設ニ就テ
現代ニ處スヘキ青年ノ覺悟
滿蒙新國家ノ出現ニ就テ
衆議院議員選舉法ノ改正ニ就テ
(ロ) 專門學校卒業程度の者に對するもの
自治制度ノ本質ヲ論セヨ
公務員ノ實務ヲ論セヨ
事務ノ能率増進ニ就テ述ヘヨ
所謂經濟困難ニ對スル國民ノ覺悟ヲ論セヨ
公民教育ニ就テ論セヨ
納稅義務ニ就テ述ヘヨ

中等學校卒業程度の者に對するもの

- 滿洲國視察ヲ勸誘スル文
出征軍人ノ家族ヲ慰問スル文
就職ヲ先聲ニ依頼スル文
青年ノ誇
學校生活ノ思出

神 戸 市

吏員採用選拔試験 (Aハ大學、Bハ專門學校)

(1) 昭和六年施行試験問題筆記試験問題

A、B組ノ分

(一) 經濟生活ト精神生活トノ關係ヲ述ベヨ(時間壹時間半)

(二) イ、自治行政ニ就テ知ル處ヲ記セ(時間一時間半)

ロ、左ノ語ニ假名ヲ附シ且解釋セヨ

浚渫、義捐、改竄、黜陟、敷衍

ハ、左ノ假名ヲ漢字ニ直セ

ふとくさく、せんえつ、しんちんたいしや、ほん

やく、きんゆうきようこう

ニ、左ノ語ノ意味ヲ記セ

モラトリアム、クレデット、ロツクアウト、國際

聯盟、モンロー主義

C組ノ分 (Cハ中等學校)

(一) イ、現代ノ世相ニ鑑ミ我國民ノ自覺ヲ論ゼヨ

ロ、公民トハ何ゾヤ(時間一時間半)

(二) イ、左ノ文ノ大意ヲ簡單ニ記セ(時間一時間半)

明治時代に於ては我が國民は優秀なる小數指導者に導かれて力強き國民生活を遂ぐるを得たが来るべき今後の時代に於ては國民一般の正しき且徹底せる自覺に基きて建設せらるゝ國民文化でなければならぬ少數者文化から民衆文化への推移は社會進化の自然的過程である今や時勢はこの過程を辿つて急轉しつゝあるとされど

國民一般の道德の水準が依然として舊態と異なることなく而かも國家生活社會生活の中心が時勢の激流に漂はされて教養なき民衆に轉ずる場合其の結果は洵に寒心に堪へざるものがある我等は此の時勢の趨向を捕捉すると共に之に相應する措置を講ずるはならぬ此に於て民衆教育の根本的刷新の急務を感ずるものである就中國民をして國家生活社會生活の眞意義を悟得せしめ政治經濟其の他日常生活の各方面に於て共同生活に對する強き信念の下に社會的正義を把持して力行止まざらしめねばならぬ。

ロ、左ノ語ニ假名ヲ附シ且解釋セヨ

復命、抽籤、塗抹、誤謬、瑕疵

ハ、左ノ假名ヲ漢字ニ直セ

ごんごうだん、じちだんたい、きようそんきよ

うえい、としけいかく、そんがいはいししう

口述試験問題

A組 一、ダンピングとは如何

一、防貧救貧とは如何

B組 一、優生學とは如何

一、産業合理化とは如何

C組 一、義務教育とは如何

一、六大都市の各特長を問ふ

(二) 昭和七年施行試験問題

筆記 試験問題

A、B組ノ分

(一) 自治ノ振否ト國運ノ消長ヲ論ゼヨ(時間壹時間半)

(二) 左ノ事項ヲ説明セヨ

イ、市長、ロ、比例代表、ハ、物價指數

(三) 甲、左ノ語ヲ解釋セヨ

但シ1、2、3、4ハ振假名ヲ附スベシ

1、背條、2、輪瀝、3、雞子、4、唆簾、5、

オブザーヴァ、6、ロボット、7、自由裁量

乙、左ノ假名ヲ漢字ニ直セ

1、せんさく、2、しまおくそく、3、ふうくわ

ちめいび(以上(二)及(三)時間一時間半)

C組ノ分

(一) 市吏員ヲ志願シタル動機ト感想ヲ述ベヨ(時間壹時間半)

(二) 1、左ノ文ヲ讀ミテ次ニアゲタル問ニ答ヘヨ

最善を得ずば何をも得る勿れとは、如何にも英雄らしき壯語なれども、凡そ人生を誤るもの、此の語の如きはあらじ。最善は稀有の獲物なり。何人の手裡

にも如何なる場合にも必ず之を得べしと思ふべからず。然るに之を得ずば萬事を放擲すべしとせば、働

く者は一人にして遊ぶ者は千萬人ならざるべからず。是天下の人を驅りて自暴自棄の深淵に擠すものにあらずや。

イ、大意ヲ簡明ニ記セ

ロ、傍線ヲ施セル漢字ニ假名ヲ付ケ且解釋セヨ

2、左ノ語句ニ假名ヲ附シ且簡單ニ解釋セヨ

象牙の塔、鞅掌、掣肘、畫餅、社稷

3、左ノ假名ヲ漢字ニ直セ

てうほう、はてんくわう、ちつじよ、せんくき

ようく、ばくだん(時間一時間廿分)

(三) 左ノ事項ヲ説明スベシ

1、立憲君主政體

2、自治團體(時間五十分)

口述試験問題

A組

一、財政收入ニ關スル事項

一、フアツシズム

B組

一、都市ノ衛生施設

- 一、國際聯盟
一、自治機關ノ構成及機能
一、公企業

C 組

- 一、明治初年以來ノ外國關係ノ戰爭及事變ニ就テ
附 滿洲國ノ地理ニ就テ
一、神戸ヲ起點トシ西廻リ順路主要港灣ヲ經テ世界一周ヲ爲シ横濱ニ歸着セヨ
一、國民ノ三大義務ニ就テ
一、内閣ニ就テ

(三) 昭和八年施行試験問題

筆記試験

A、B 組ノ分

法制

- 一、左ノ語ニ付キ知レル處ヲ記セ

イ、市會、ロ、國務大臣、ハ、租税

經濟

- 一、左ノ語ヲ説明セヨ

イ、インフレーション、ロ、利廻、ハ、消費組合

(時間法制及經濟一時間半)

國語

第一種 大學令に依る大學出身者中より書記採用の爲の試験

横濱市

- 一、左ノ文ヲ解釋セヨ

國破れて山河ありといふと雖も、天上の明月長へに渝らざるに較ぶれば、山河も尚ほ桑滄の變あるを免れじ。されば人生古今の盛衰を瞰下して、而かも自らは一分の隆替を感じざる月が、過去世の追憶に際して最も有力なる媒介者たるは、極めて自然の事なるべし。

- 二、左ノ語句ニ讀假名ヲツケ解釋セヨ

イ、自力更生、ロ、遠交近攻、ハ、高材適足、ニ、脾胃の嘆、ホ、彌縫策

作文

- 一、都市の本質を論ぜよ (時間國語及作文貳時間)

口述試験問題

A 組

- 一、失業救済ノ意義及目的並ニ其効果

一、物價騰貴ノ原因

B 組

- 一、現今ノ世相ヲ非常時トイフハ如何ナル意味カ

又是レニ處スル國民ノ覺悟ヲ開フ

備考 本年ハ末ダC組ノ試験ヲ行ハズ

(昭和七年施行、以下同斷)

論文

青年の立場より現代の世相を論ずべし

第二種

本市雇員傭人中より税徴收並小學校授業料徴收に従事すべき書記、書記補採用の爲の試験

- 一、市ノ機關ノ種類及其構成ノ方法ヲ説明スヘシ

二、左ノ二問題ノ中一ヲ選擇シテ之ヲ解説スヘシ

- (イ)、左ノ術語ノ意義ヲ簡單ニ説明セヨ
1、税源、2、課税權、3、納税者ト擔稅者

(ロ)、左ノ事項ヲ簡單ニ説明スヘシ

- 1、小學校教育、2、就學義務、3、授業料

三、文案作成ノ問題(三題あるも省略)

四、左ノ事項ヲ説明スヘシ

- 1、局課長會議、2、收入命令、3、耕地整理、4、滞納處分、5、公益企業

第三種 本市臨時雇員傭人中並一般より雇員採用の爲の試験

(時間三時間)

- 一、公民權ノ意義ヲ説明セヨ

二、左ノ事項ニ付知ル所ヲ記セ

イ、議會政治、ロ、六大都市、ハ、行政整理、ニ、防空演習、ホ、交通網

三、内外交通上ヨリ見タル横濱市ノ地位ヲ略説セヨ

四、左記文章中傍線ヲ附シタル部分ヲ適當ナル漢字ニ代ヘ、

全文章ヲ答案用紙ニ書き取ルヘシ

(註 本問題ニ付テハ受験者ノ筆蹟ヲモ考査ス)

文明の進歩は諸民族間の交通をひんばんにし、個々人相接するきくわいを多くするのみならず、いんさつづつ等によるしさうのでんばをよりいならしめる。その結果各民族とも新しいいふくわん新しいいさう新しいしんかう新しいいふんげいにせつしよくするきくわいが多くなり、在來のどうとくしさうがけんいを失ひ、人々の行動がまちくになり勝ちである。これは現代の諸民族がけいけんしてゐる所で、各國のしどうしやが、その頭をなやましつゝある問題である。しさうのこんらんふとういつも或場合には進歩のかいていとなることがあるけれども、それがきよくたんに走つて一民族のでんとうをはくわいし去るときにその民族ははじめつするのである。これ、外國の文明にせつしよくするときに吾等の心しなければならぬ所である。即ちでんとうてきな中心しさう中心かんじやうを見失はないで、外來のしさうなりかんじやうなりをばでんとうてきなものに磨きをかけて、それをせいれんするさいれうとする心掛けが必要である。

(乙) 六大都市以外の市

(一) 市吏員の採用に於ける銓衡方法

(イ) 市吏員任用規程其他一定の成規乃至規準を定め之に基き任用を行へるものと、何等定れる方法なく時宜に應じ市長其他の任意の判斷に委するものとあり、概して大なる都市は一定の銓衡方法を有するが如くであるが、必ずしも常に然りとは言ひ得ない。總體に就て言へば規程類を設けたるものは寧ろ少數で、大多數は特に規則を設けず時の宜しきに從つて居るものである。即ち規程を存するは、長崎、函館、仙臺、札幌、金澤、岡山、小樽、鹿兒島、靜岡、佐世保、新潟、堺、和歌山、濱松、下關、宇都宮、甲府、山形、岡崎、姫路、清水、郡山、秋田、尼崎、千葉、佐賀、明石、大津、山口、倉敷、萩の三十一市である。

(ロ) 試験制度に就ては(ハ)之を採用せる市、若くは制度としては採用せざるも最近に於て試験を行へる

市、(ハ)試験制度は設けあるも未だ實施せず又は久しく實施せずして今は殆んど空文化せる市、及び(ニ)試験を施行せざる市の三種に分つことが出来る。

(ア)に屬するものは、長崎、吳、八幡、佐世保、和歌山、高知、甲府、松本、姫路、那覇、清水、高岡、郡山、佐賀、松江、宇和島、足利、明石、大津、山口、倉敷、萩の諸市である。而して右の中、吳及那覇の兩市は雇員、高岡市は掃除監視吏員、佐賀市は臨時雇、米子市は傭人に就てのみ行ふものである。従つて全國各都市中、現に試験を實施せるものは極めて寥々たるものと言ふべきである。

(ビ)に屬するものは、函館、札幌、金澤、岡山、小樽、靜岡、新潟、堺、宇都宮、高岡、秋田、尼崎の諸市である。

(ニ)に屬するものは、福岡、仙臺、熊本、鹿兒島、横須賀、濱松、門司、川崎、豊橋、下關、岐阜、大牟田、徳島、小倉、前橋、久留米、旭川、松山、高松、富山、長野、山形、岡崎、盛岡、宇部、高崎、長岡、若松(福岡)、大分、津、室蘭、八戸、桐生、奈良、八王子、四日市、戸畑、釧路、宇治山田、水戸、千葉、福島、米澤、沼津、今治、若松(福島)、弘前、別府、一宮、直方、大垣、福山、瀬戸、都城、上田、川越、津山、米子、高田、尾道、丸龜、中津、飯塚、唐津、平塚の諸市これである。

- * 簡單なる口頭試問をなす。
- ** 嘗て内規ありしも廢止せり。
- *** 嘗て施行したることあるも廢止せり。

(ハ) 規程の有無に關係なく、採用に關する銓衡の具體方法として各市より寄せられたる回答を摘記すれば次の如くである。但し専ら試験に依れるものは後述すべきに付き省いた。

吳市 人物技量優秀者を市長に於て適宜採用す。

八幡市 普通缺員補充にありては本人直接又は他の紹介に依り提出せる履歴書に付、當該課長に於て下銓衡を行ひ其の内申に基き採用す。老朽整理等に依り多數缺員を生じたる場合は事務吏員に限り試験を行ふ。

熊本市 市内居住者たることを必須條件とし、適當なる人の紹介を得て本人の思想傾向、體質の強弱を確め採否を決す。

岡山市 當初雇員又は臨時雇として採用したる者一年乃至三年を経るの間に於て其の年豫算の定むる定員に應じ諸規程に準據し、事務練熟優秀者に付課長の内申を徴し銓衡委員の銓衡を経て任用す。但し技師、技手、機關手、助手等其他特種の吏員に就ては志願者中より相當の學歴並經驗を有する者を、銓衡委員の銓衡の結果直に技術員として採用することあり。

小樽市 市吏員任用規程に依り高級吏員間に於て適當と認むる者を銓衡採用す。

南見島市 吏員任用規程に依り時に人物考査等を行ふことあるも一定せず。

佐世保市 吏員採用規程に依り資格者中に付更に人物、學歴、業歴等を調査の上任用す。但し必要を認めたる場合は吏員任用試験規程に依り採用試験を行ふことあり。

新潟市 任命規程に依り學歴、身體、人物其他必要なる事項に付考査す。

和歌山市 任用試験に依り採用する外、缺員少數の場合は口頭試問を行ひ人物の適否を判定採用することあり。

横須賀市 履歴書に依る。(ハ)橋、小倉、那覇、大垣、高田の諸市も同じ。

濱松市 人物本位とす。

川崎市 學歴、經驗、人物を考査するも、經驗に關しては往時相當なる經驗あるも現在老年期に入り活動し得ざる者は採用せざる方針なり。

岐阜市 なるべく専門學校卒業者以上を採用の方針なり。

大牟田市 各課長の意見を徴し市長に上申す。

高知市 昭和二年以來特殊の技術を要する吏員の外は大體試験に依る。

旭川市 經驗、性質素行、前職地に於ける勤務成績等を調査す。

高松市 履歴書に依り調査、市長に於て銓衡の上採用。

長野市 概して本人の經驗等を調査し、書記級以上の場合には市長、助役等に於て、雇員級にありては助役、庶務課長等に

於て銓衡するを例とす。

高崎市

履歴書を調査し本人に面接して人物を考査す。

長岡市

先以て學歷、職業歴等を主とし更に面接の上性能を檢察して採否を決す。

桐生市

概ね次の二途に依る。(イ)現に採用せる臨時雇中より課長に於て適當と認むる者を上申し採用す。(ロ)他の紹介に依り又は自ら履歴書を提出し採用方を申込める者の内より考査し、尙必要と認むる時は、經歷、身元等を關係方面に照會調査したる上採用す。

奈良市

履歴書、身元調査、前勤務先の状況並學校の成績等を參酌し、時に口頭試問に依り人物考査を行ふ。

四日市市

自筆の履歴書、身體検査書を徴し、人物、思想、學力、技術能力等を試問考査の上市長採否を決す。

高岡市

人物、學業、經歷等を調査決定す。

鉦路市

履歴書に依る外、人物試験をなす。

宇治山田市

履歴書提出者の中より嚴選銓衡す。

尼崎市

身體強健、思想堅實、人物高尚なる者を嚴選す。

佐賀市

任用規程に直接面談の上簡單なる口頭試問をなす。

明石市

學業、經歷、健康に重きをおく。

瀬戸市

書面審査の上本人に付き簡單なる「テスト」を行ひ、主としてその責任觀念及注意力を檢し、併せて地方自治及數學

きにあらざるも、概して大同小異と言ひて可なりである。

内容中、主要なる事項に付、解説すれば次の如くである。

(イ) 規程適用の範圍

凡ての規程は第一條に於て「市吏員の任用は別段の規定あるものを除くの外本規程の定むる所に依る」と言ふ類の規定があり、以て規程適用の範圍を限定して居る。鹿児島市の如きは「本市吏員の任用は凡て本規程の定むるところによる」とあるが、以下の條文に於て規定せる處が、専ら主事、視學以下の吏員に限られ居るが故に、事實上爾餘の吏員は適用を受けないことになる。静岡、和歌山、下關、姫路、清水、尼崎、佐賀の諸市亦同一筆法に屬する。又小樽市の如きは「市長の選任に屬する市吏員は左の資格の一を有する者の中より之を任用す」となつて居るが、之も趣旨に於ては同一である。

(ロ) 資格條件を階級職名等に依り區別せるものと然らざるもの
吏員たるの資格條件を主事、技師、書記等の階級、職名等に依り區別せるものと、何等の

に關する智能を知るの外、運動又は文藝方面に互り、情操を知るに努む。

都城市

主として中等學校以上の卒業者に付き、當該學校長の卒業成績證明書を徴し人物確實なる者を採用す。

上田市

經歷、素行、年齢等を調査す。

津山市

履歴書其他考査の上銓衡す。

米子市

推薦者の人格並本人の身分、經歷等を考慮任用す。

丸龜市

出身校長及本籍地市町村長に照會、充分調査の上、身元確實なる者を採用す。

中津市

履歴書其他を徴し學歷及事務に經驗ある者と認めらるる者を採用す。

飯塚市

人物、學歷、經驗等を考査す。

萩市

吏員採用試験合格者を採用するも、特に身元確實、平素の素行、思想、經歷を參酌す。

唐津市

學歷、經驗、人物、健康等を履歴書及口頭試問に依り

精査銓衡す。

平塚市

先づ雇員を以て充ずるの方針にして、學歷經驗に應じ市長助役の協議に依るを例とす。

(二) 市吏員任用規程の内容

吏員任用規程の内容は市の大小に依り多少の相違な

區別なく一律の資格を規定せるものとあり、後者に屬するものは數に於て劣り、金澤、岡山、小樽、下關、宇都宮、岡崎、姫路、秋田、尼崎、明石、倉敷、萩の諸市之である。

前者は市に依り職名も同じからざるため、資格の制限同一でないが、前掲東京市の規程と大體に於て軌を一にして居るから、茲には専ら職名に依り區別せざるものを示すことにしやう。

職名に依り資格を區別せざるものに二種あり。(一)職名に依りて區別せざるも、之を採用方法に於て區別せるもの、(二)全く區別を認めざるもの、これである。(一)の例としては金澤市の夫れを擧げることが出来る。

第一條

本市有給吏員は別段の規定あるものを除くの外學術試験及體格試験に合格したる者より之を任用す

第三條

左の各號の一に該當する者は學術試験を行はす

一、文官試験又は裁判所書記試験に合格したる者

二、中學校以上又は文部大臣に於て之と同等以上と認定したる學校を卒業したる者

三、滿二年以上文官(判任以上)の職に在りたるもの

第四條 左の各號の一に該当する者は本市有給吏員任用試験委員の銓衡を経て之を任用することを得

一、滿二年以上市町村吏員の職に在りたる者

二、滿五年以上小學校本科正教員の職に在りたる者

三、大正十一年勅令第四百三十一號及同第四百三十二號に該當する者

四、滿二年以上本市費支辨に屬する職員雇員等の職に在り又は在りたる者

第五條 滿五年以上判任待遇の職に在りたる者は特に本市有給吏員任用試験委員の銓衡を経て外勤事務に従事する吏員に限り之を任用することを得

第六條 技術員其他特別の學術技能を要する吏員は本市有給吏員任用試験委員の銓衡を経て之を任用することを得

(二)の例としては秋田市を擧げることが出来る。

第一條 吏員は左の資格の一を有する者の中より之を任用す

一、滿二年以上本市吏員又は文官の職に在りたる者

二、文官任用令に依り文官たるの資格を有する者

三、滿三年以上官公立學校職員官公署及之に準ずべきもの、吏員、雇員又は銀行會社員等たりし者

四、特別の技能を有する者

(ハ) 資格の内容 資格の内容中一般的なるもの

としては、(a)年齢、(b)學歷、(c)官歴、(d)國家試験合格、(e)一定年限當該市に勤務せる事等、客觀的に確認し得る事項の外、尙ほ銓衡者の認定に依りて左右し得べき「其の従事する事務に關し特別の學識經驗を有する者」と言ふが如き事項が多く市の於て掲げられて居る。

(a) 年齢の制限は多くは最高を規定せるものであつて、之を設くるものと設けざるものとあるが、制限を設けざるものは小樽(但し試験規程に於て「成年以上」との規定がある)、鹿児島(書記又は書記補の特別任用の際は五十歳以下、雇に付四十歳未満との制限があるのみ)、下関(特別任用の場合のみ五十歳未満)、宇都宮、甲府(書記補及技手補のみに付滿十八年以上)との制限がある)、山形、清水、秋田、尼崎、佐賀、大津の諸市である。制限を設けたる中にも種々あり、五十年以下となせるは堺(書記及技手に就てのみ)、郡山(但し特別の技能又は經驗ある者はこの制限に依らざることを得)、四十五年以下は仙臺(特別の事由ある場合は之に依らざることを得)、札幌(特別の技能又は經驗ありと認めたる者はこの制限に依らざることを得)、金澤(年俸者を除く)、岡山、倉敷の諸市、四十年以下は佐世保、岡崎、姫路(課長を除く)、明石、山口(受験資格としての制限)の諸市である。主事及技師等年俸者とその他の者とを區別し、

前者に對し五十五年以下とし、後者を五十年以下となせるは長

崎市、前者を四十五年以下、後者を四十年以下となせるものに濱松及千葉の兩市がある(三市共特別の技能又は經驗ある者は此例に依らざることを得しめて居る)。和歌山市は二十歳以上四十五歳以下となし、主事視學又は特別の技能を要する吏員には適用しない。萩市の規程は町村制施行時代のものであるが、滿二十歳以上で引續一年以來同町に居住することを要件として居る。

(b) 學歷 學歷としては主事技師級は大體若くは專門學校卒業を以て資格要件の一となせるものが多く、書記事務員級は中等學校卒業を資格要件の一となせるものが多いが、他の要件にして備はるあらば必ずしも之を絕對必要なりとはしないのであるから、年齢の制限とは別個の性質を有するものである。官歴及國家試験合格も同じ性質を有し、「左記各號」中の一條件となれるに過ぎない。

(二) 缺格條項 市に依ては上記各種資格要件以外に、一般的に缺格條項を列擧せるものがある。札幌市の規程に於て、第十條 左の各號の一に該當する者は有給吏員に任用することを得ず

- 一、身體虛弱にして服務に堪へずと認むる者
- 二、禁錮以上の刑に處せられたる者
- 三、家資分散若は破産の宣告を受け復權せざる者

四、懲戒に依り免職せられ滿二年を経過せざる者

の如き條項を設けたるはその例である。右も此の如き事項は明文なき市に於ても當然同趣旨と解すべきであらう。右以外の缺格條項として掲げられたるものには、年齢四十五年以上の者但年俸を受くべき者を除く、本市内に住所を有せざる者但任用後三箇月以内に住所を移す者及市長に於て特別の事由ありと認むる者を除く(以上金澤市)、本市吏員を退職したる者但退職後二年を経過し特別の事情あるものは此の限に在らず(宇都宮市)、破廉取罪を犯したる者(秋田市)、重輕罪の刑に處せられ若くは同上の刑に處せらるべき罪を犯し單に監視を附せられたるもの、賭博犯處分規則に據り懲罰に處せられたるもの、身分不相應の負債ある者(以上佐賀市)の如きものがある。

(三) 試験制度の内容

吏員採用の爲め試験制度を採れる市が少きことは既述の通りであるが、次に任用規程並試験規程に依り試験制度の概要を述べやう。

(イ) 試験制度適用の範圍 試験制度を施行せる市に在りても、例外なく吏員の採用に之を施行するものは絶無に近く、必ず何等かの除外例が設けられて居る

る。左に各市毎に之が適用範圍を列舉しやう。

長崎市 主事、視學、書記及技手たらんとして一定の資格を有せざるもの（但し最近に於ては志願者増のためすべて試験を行ふ）

札幌市 書記たらんとするものにして一定の資格を有せざるもの（佐世保市、和歌山市、甲府市、姫路市、郡山市、尼崎市、も之に同じ）

金澤市 技師員其他特別の學術技能を要するもの以外の一般吏員にして、一定の資格を有せざる者に對してのみ行ふ

（岡山市、小樽市、明石市、倉敷市も之に同じ）（岡山市には別に市吏員特別任用規程あり若干の除外例を設く）

鹿児島市 書記及技手たらんとするものにして一定の資格を有せざるもの

静岡市 書記、掃除監督長及掃除監督たらんとするものにして一定の資格を有せざるもの

堺市 書記及技手たらんとするものにして一定の資格を有せざる者（大津市も同様）

宇都宮市 醫員、技師、技手、技手補其他特殊の學術技能を要する者以外の吏員たらんとする者にして一定の資格を有せざる者

清水市 主事、書記及掃除監督たらんとする者にして一定の資

格を有せざる者

秋田市 市長及銓衡委員に於て特に必要と認めたる場合

佐賀市 視學、主事、書記及掃除監督たらんとする者に對し特に必要と認めたる場合

山口市 市長に於て必要と認むる時

萩市 書記、書記補、技手、技手補たらんとする者にして一定の資格を具備せざる者

（ロ）試験種類並科目 多くの市は筆記並口述の兩試験を行ふの定であるが、中には體格試験と學術試験とに分ち、學術試験を更に筆記及口述の二に分つものもある。而して中には筆記試験に合格せざれば口述試験を受けしめず體格試験に合格せざるものは學術試験に應ずるの資格なしと定めて居るものもある。

試験科目は、法制、國語、作文、算術の四科目を共通として之に筆蹟を加ふるものが少數あり、更に技術者の爲めの試験を分つものにあつては、法制の代りに技術を課するものがある。法制は主として地方制度で之に憲法、民法、行政法等を加へて居る。算術は筆算と珠算の兩者を課することは何れの市も同様である。詳細は左表に明である。

市吏員採用試験種別並科目表（體格試験を除く）

市名	筆記	口述	備考
長崎	作文、算術、法制經濟	科目不明	雇員採用試験
吳	國語、珠算、筆算		中學卒業程度
札幌	法制（憲法、民法、地方制度の大意）、讀書、作文、筆算、珠算	筆記試験に同じ	
八幡	書取、讀方解釋、文案作製	常識語問（時事用語）	
金澤	法制民法行政法地方制度の大意講讀、作文、筆算、珠算	主として法制	
岡山	法制（民法又は市制の大意）、讀書、作文、筆算、珠算		
小樽	法規（地方制度、教育、戸籍、兵事、衛生、産業、地理、土木、財務に關する法規の内）、讀書、作文、算術		
静岡	一定せず		
佐世保	一定せず		
新潟	法制（民法、行政法、地方制度の大意）、講讀、作文、筆算、珠算	上記中一又は二科目	
堺	書記試験は法規（民法、行政法、地方制度、作文、筆算、珠算、筆蹟）技手試験は技術に關する解説、作文、筆算、珠算		
和歌山	法制（民法、地方制度）、作文、筆算、珠算、技術（土木建築の解説及設計、製圖）	法制、技術	書記と技手とに依り法制と技術の一を擇ぶ
高知	法制（市制、町村制）、國語、作文、筆算、珠算		國、算は中卒程度
宇都宮	地方制度、作文、讀方、筆算、珠算		
甲府	地方制度、作文、筆算、珠算		

市名	筆記試験	口述試験	備考
松本	書取、筆算、珠算、性能		女子雇員試験
姫路	法制(民、行政、市制大意)、讀書、筆寫、作文、筆算、珠算	法制	
那覇	作文、國語、筆算、珠算、公民科		
秋田	法制(民法、地方制度大意)、作文、書取、筆讀、筆算、珠算	上記中一科目	
尼崎	憲、民及附屬重要法規の大意、府縣制市制及附屬法規の大意、國稅課徵收法規の大意、算術解題(租稅試課、統計編製、土地實測等の應用問題)、珠算	相當の日數を與へ論題を課し、その筆答に付き即席試問を行ふ	雇員試験
足利	地方制度、作文、讀方、珠算、筆算	筆記試験に同じ	
明石	法制(法學通論、市制の大意)、讀書、作文、筆算、珠算	特に必要と認むる場合に 行ふ	
大津	法制大意、作文、書取、筆讀、算術(書記試験) 技術に關する解説及設計製圖、作文、算術(技手試験)		
山口	地方制度、讀方、作文、筆算、珠算、技術に關する解説(技術員に限る)		
倉敷	法制(民、市制)、讀書、作文、筆算、珠算		
萩	作文、筆、珠算、地方制度及民法總則		

(ハ) 受験資格 市に依り受験資格を規定せるものもあるが任用規程に於けると同様で、年齢以外には
民法上又は刑法上缺點ある者を除外せるに過ぎない。 市長に報告するを普通とする。詳細は次表に明である。

試験委員会

市名	選任方法	構成
札幌	市長の任命	委員長及委員數名
金澤	市長の任命又は囑託	委員長は助役、委員五名、必要に應じ委員の數を増減するを得
岡山	市長の任命	委員長の外五名(内一名市警)必要に應じ臨時委員を設く
静岡	市長の選任	委員四名、委員長は助役
佐世保	市長の任命	委員長は助役、委員五名(長を含む)
新潟	市長の任命又は囑託	委員長の外五名、臨時委員を設くるを得
堺	市長の任命又は囑託	委員長は助役、委員若干名
宇都宮	市長の任命	委員長は市長、外に委員四名
甲府	市長の任命	委員長は市長、外に委員四名
秋田	市長の任命	委員長は助役、外に委員三名
足利	市長の任命又は囑託	
明石	市長の任命	委員長は助役、委員若干名
大津	市長の任命	委員長は助役、委員若干名
山口	市長の任命又は囑託	委員長は助役、委員三人以上
倉敷	市長の任命	委員長の外委員五名、臨時委員を設くるを得

備考 試験委員の設けあるものが規定を缺けるものは本表より除外せり。

(四) 昇進に關する制度

昇進に就て特に規定を設けたものは極めて稀で、多くは平素の勤務振等に依り自由裁量に委せられて居る。僅に尾道市には主事補書記任用及進級内規(大正十四年四月廳達)あり、第七條に「昇給は特殊の事由あるもの、外現給一ヶ年以上を経過したる者の中に就き行ふを常例とす」と規定せられ、又第五條には一定の事由ある場合に書記の昇給を停止する旨の規定があるに止まる。

(a) 昇給の時期 特別の規定はなくも一定の方針を定めたる市の中では大體に於て定期の昇給を行ふものが多い。即ち毎年六月及十二月の二回に昇給を行ふ市は、八幡、小倉、山口、尾道の各市であり、高松市は三月及十二月の二回に行ふ。

(b) 昇給に要する期間 昇給までに要する標準經過年数は、一ヶ年以上となせるもの、尾崎、米子の二市、二年以上となせるは、八幡、岡山(二年乃至三年)、大分、室蘭(三年)、明石、瀬戸、津山の諸市で

ある。尾道市は月俸四十圓以上の者にあつては六月以上となし、岐阜市は百圓以上——五年、八十五圓以上——四年、七十五圓以上——三年、六十圓以上——二年六ヶ月、五十圓以上——二年、四十圓以上——一年六ヶ月、四十圓以下——一年と定めて居る。但し以上の期間は原則であつて、特別の事由ある場合は之に拘泥しないのが普通である。

(c) 昇給金額 八幡市は二圓乃至五圓、室蘭市は平均二圓位、明石市は二、三圓(年俸者を除く)、尾道市にては月俸四十圓未満は一圓、四十圓以上は二圓乃至五圓。

(d) 銓衡標準となるべき事項 各市に於て昇進銓衡の標準となれる事項を列擧すれば次の如くである。

人物技量優秀なること。成績優良なること。格勤精勵事務に習熟し成績顯著なること。平素の勤続振等。勤続年數、勤怠、能率等。實力主義にして素行を參酌す。人物性格を第一義とし器局、能力、勤務狀態等を衡量す。事務の繁閑と勤怠。一般事情を考慮。平素の勤怠狀況を調査し事故及病氣に依る

狀態、本人の履歷職務に對する熱心不熱心、勤続年數、他の吏員との係屬關係等を參酌す。適材適所を主眼とし特に才能あり優秀なる者はドシ／＼拔擢し單なる年功順を排す。

右の中には、第一の銓衡條件として前回昇給以後の經過年數を擧げたものも少からずあるが、之に就ては前に述べたから、茲にはすべて之を省略した。

(e) 銓衡方法 單に市長に於て適宜決定するものもあり(吳、大垣)、當該課長の内申に基きてなすもの(八幡、横須賀、豊橋、大牟田)、庶務課より吏員全部の勤務狀況調を市長に提出し、市長に於て銓衡決定す(高松)、助役及課長會合銓衡の上市長の裁決を待つ(宇部)各課長會議の下に銓衡し之を市長に上申し改めて市長、助役、各課長の議を経て決定す(桐生)各係長以上を以て組織する幹部會議の銓衡に依る(瀬戸)、常に助役をして廳内吏員の勤怠等を調査せしむると共に主任者よりの内申に依り決定す(丸龜)るものである。

大要上記の如くして昇進を銓衡するのであるが、茲に昇進といふ中には昇給並に昇格の兩者を包含するものである。

(三) 上記制度に關する各市の意見

東京市 採用並昇進に於ける銓衡制度の確立は適材を登用し得るのみならず、その附隨的効果として(一)實力ある職員は將來の昇進につき確信を持ち、情實的運動等の苦慮を要せず職務に専念することを得、(二)昇進希望者は銓衡にパスせんとして職務上の知識技能の切磋に努め、(三)周囲の職員亦これに刺激せられ研究心を高むる等の利益あり。自ら一般吏員の質を向上し、事務能率を増進し成績を擧ぐるの結果を期待し得る。

熊本市 地方行政の重要性に鑑み、國家官吏の地位身分の保障制に準じ、全國幾千萬吏員の利益の爲地方團體吏員法の制定の必要を痛感するが、差當り仲節性ある統一たる試験制度の如きものを制定せば、種々の意味より効果的ならんと思惟す。

川崎市 吏員採用に關しては種々考慮せらるゝも、要は本人の手腕人格に待つの外なく、折角嚴選したる者採用後其の効なかりし例少からず。されど初對面に於ける言語動作に依りその手腕人格を大體推知し得るは學歷又は試験にのみ偏する制度ある向の大に考慮を要する點と存す。

高知市 試験採用の方法は情實に捉はるゝ弊を除く上に於て適當にして且試験採用者の勤務成績は概して良好なるものと認

む。

旭川市 従来試験採用をせざりしも將來は一部之を採用するを適當と信ず。

中府市 試験採用は餘り感心出來ず。理由は試験にパスしたる者は學問は宜しきも、概して實務に當り所謂口角泡を飛ばすものにて、成績學らざるもの多きを見受くるに在り。十年前の試験採用者中今は一名をも存せざるの狀態なり。右は當地方の狀況に適合せざるに依るものにや大に研究を要する問題と考ふ。

松本市 試験採用は唯一回のみなるに付、直に其の可否を論斷すること能はずと雖も、右の結果に徴すれば少くとも下級事務員に在りては試験採用を可と認む。

那覇市 履歴書を參考とし試験採用を可と認む。

長岡市 未だ實施せざるも試験採用と分限保障とは其の必要を認めらるゝに付考慮中なり。

清水市 試験制度は各種の情實を避けられ好都合と存せらる。

釧路市 試験制度を實行したることありしも、其の成績豫期に反したるものありしと、試験制度にのみ依るを得ざる場合多きに鑑み廢止したり。

足利市 試験採用の結果、學力、體位等優秀なる者を銓衡し得て成績良好と認む。試験採用の規程なき場合は銓衡上困難な

る事項多く、且つ身體上其他の缺陷を見出すに困難なりしが昭和五年以來實施の結果この缺を補ふことを得たり。

今治市 従来試験制度を實施し居らざるも、將來は之を併用致したく目下考究中なり。

瀬戸市 現在は試験採用をせざるも將來は市吏員の任用又は昇進に就ては特殊の場合に於ける自由任用を認むるの外、原則として之を採用するを可と存す。

山口市 試験採用の成績良好にして人材登用の實を擧ぐることを得。

高田市 採用に就ては履歴書に依る調査、昇進に就ては平素の執務狀況に依るを以て、本市の現狀に於ては格別支障を認めず。

萩市 試験採用は昭和六年度町制時代に施行したるものにして其の良否は未だ判明せざるも大體に於て情實なく結果良好なるが如し。

劇津市 吏員採用に就ては市町村自治團體にありては動もすれば種々の情實に捉はれ採用の適正を期し難き傾向あり、有能の人物を得るに遺憾の點なき能はず。故に之が弊害を剪除せんには試験及銓衡の兩方法を折衷したる採用内規を設くるに如かざるを思ひ將來此の方法を採用せんと欲す。

平塚市 昨今の如く俸給生活者の失業者續出し、本市の如き發

展に伴ひ急激に増員を要する場合に於ては、試験制度に依るを、情實を去り人物本位の適任者を得る上に於て好都合かとも思考せらる。

(丙) 市吏員採用並昇進銓衡

試験問題

東京市 (前掲の追補)

一 事務員並技術員採用試験問題

集計事務、事務女子、雇員採用試験問題

(昭和七年十一月施行)

(1) 珠算 讀上加算三題。

(2) 算術

(1) 左の答を求めなさい。

8,854
23,305
17,397
16,376
34,702
17,329
10,781
14,871
25,404
31,325
27,152
37,525
50,363
49,649
38,106
+

(2) 銘仙一反五圓九十八錢で賣りましたら原價の一割五分を儲けました、原價は幾何でしたか。式及答を掲げなさい。

(3) ペン字 (罫紙に横書とすること)

(1) 1よりりまでの算用數字をお書きなさい。(2) 算用數字のりを九つ續けてお書きなさい。(3) 左の文字をお書きなさい。一 本年十月一日多年ノ懸案デアツタ隣接町村ノ併合斷行サレ大東京ノ實現ヲ見タ。

(1) 作文 左の二題中一題を選んでお書きなさい。

(甲) 統計の必要なることについて考へて居ること。

(乙) 東京市が大きくなつたことについて感じたこと。

2 中等學校卒業程度以下の學力、有する技術、雇員に對する採用試験問題 (昭和七年五月施行)

土木建築試験問題

第二問

一、六大都市ノ名稱ヲ列記セヨ。

二、東京市市域擴張ハ如何ナル範圍ニ於テ計畫セラレツツアリヤ。

第二問

一、東京市ノ人口ハ二百八萬五千人ニシテ水道給水量ハ一日最大五十二萬四千立方メートル云フ然ラハ一日最大給水量ハ幾立方メートルニ當ルヤ又幾リットルニ當ルヤ。

(計算紙ヲ添附セヨ)

二、鐵筋混凝土ハ何故ニ土木建築ノ構材トシテ廣ク使用セラルヤ簡單ニ説明セヨ。

三、一般鐵筋混凝土ニ使用セラルル混凝土ノ配合ヲ問フ。

四、建築物ノ基礎工事ノ種類ヲ列舉シ簡單ニ其ノ工法ヲ説明セヨ。

(注意) 右第二問ノ四問題中任意ノ二問題ニ付キ答ヘヨ。

電氣機械試驗問題

(1) 下記加法及乘法ノ運算ヲ記シ結果ヲ求メヨ。

$$\begin{array}{r} \text{(A)} \\ 23,921,856 \\ 36,546,721 \\ 3,573,225 \\ 4,466,773 \\ + 2,867,033 \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{(B)} \\ 2,594 \\ \times 8,760 \\ \hline \end{array}$$

(2) 次ノ式ヲ圖(グラフ)ニヨリテ示セ。

$$\begin{array}{l} \text{(A)} \\ 3X+2Y-6=0 \\ \text{(B)} \\ XY=9 \end{array}$$

(3) 下記辭句ノ意味ヲ簡單ニ記セ。

(A) 自給自足 (B) 關稅障壁 (C) 捲土重來 (D) 燈火管制 (E) テンボ、サービス、フアツシヨ

獸醫學試驗問題

(1) 猿類ニ起リ易キ骨質性疾病ノ原因ト其豫防法ヲ略說セヨ。

(2) 動物骨折ノ際ノ取扱ヒニ就テ略記セヨ。

二 技術吏員昇進銓衡試驗
昭和六年七月施行試驗問題

各技術員共通試驗問題

(1) 東京市ノ現住人口ハ凡ソ何萬入カ。

(2) 東京市ノ最高氣溫ハ凡ソ何度カ、攝氏及華氏ニテ示セ。

(3) 次ノ文中傍線ヲ施シタル文字ヲ漢字ニ改メヨ。

シヤムの人達は日本人とは其の容貌と云ひタイカクと云ひカミの色と云ひ全く同じでありまして少しも見界が付きませぬ。我々は先づ此の點に於て云ひ知れぬシタシミを感じるものであります。大シンサイ當時はシヤム國の上下コゾつて我々に對シマンコウの好意と同情とを表せられましたことはエイキユウに忘れることの出来ないことであります。

土木、建築技術員共通試驗問題

(1) 次ノ問ニ答ヘヨ。

(イ) 水、土及コンクリートノ單位重量ヲ示セ。

(1) 甲乙兩者間ニ最大電力二〇、〇〇〇「キロワット」受給契約ヲナセリ其ノ條件カ下記ノ場合ニ於テ一ケ年間ノ最低責任電力料金ヲ計算セヨ。

電壓二、〇〇〇「ヴォルト」、周波數毎秒五〇「サイクル」一日送電時間數二四、最低責任使用負荷率六〇「パーセント」、一「キロワット」時電力料金二・三錢

(5) 「ガスエンジン」ノ「インヂケータ」、ダイヤグラムヲ記セ。

(注意) 上記ノ内第四問及第五問ハ孰レカ一問ヲ選ミ解答セヨ。

農學試驗問題

(1) 東京市ノ風土ニ於テ成育スヘキ常綠針葉樹、常綠闊葉樹、落葉闊葉樹及ヒ灌木ニ就テ其代表的ノモノ各三種ヲ舉ケ其形態適地ニ就テ略記セヨ。

(2) 東京市管理公園ノ内任意ノモノ三ヶ所ニ就テ其規模施設ニ就テ知レルトコロヲ略記セヨ。

醫學試驗問題

(1) 最も普通ニ使用セラルル細菌分離培養基ノ製法ノ一、ニヲ記セ。

(2) 放射光線取扱上ノ注意。

右ノ内一問ニ就キテ解答セシ。

(ロ) 容積配合一、二、六ノコンクリート一立方メートル(三六立方尺)ニ要スルセメントノ薄數ヲ問フ但シセメントノ薄一〇・一二五立方メートル(四・五立方尺)トス。

道路關係土木技術員試驗問題

(1) 次ノ問ニ答ヘヨ。

(イ) 道路清掃ノ方法ヲ類別シテ説明セヨ。

(ロ) 砂利道ノ修繕方法ヲ説明セヨ。

(2) 簡易舗裝中特ニ塗瀝碎石道ノ施工法ヲ述ヘヨ。

(3) 剛質舗裝ノ種類ヲ舉ケ道路ノ中央部ニ於ケル其ノ斷面ヲ圖示シ且ツ一平方米當リ概工費(内譯書不要)ヲ記セ。

(4) 路下埋設物工事ノ監督上道路管理トシテ特ニ注意スヘキ事項ヲ列記セヨ。

(注意) 右四問中孰レカ一問ヲ選ビ解答セヨ。

橋梁關係土木技術員試驗問題

(1) 橋梁上部工事ノ設計順序ヲ列記セヨ。

(2) 洪水ノ虞アル市内河川ニ於ケル架橋工事施行上特ニ注意スヘキ事項ヲ列記セヨ。

(注意) 右兩問中孰レカ一問ヲ選ビ解答セヨ。

河港關係土木技術員試驗問題

(1) 舟航アル市内河川ノ横斷縮切施行ニ際シ顧慮スヘキ事項ヲ列舉セヨ。

(2) 東京港又ハ市内河川物揚場護岸ノ断面決定ニ至ル迄ノ順序方法ヲ簡單ニ説明セヨ。

(注意) 右兩問ノ中孰レカ一間ヲ選ビ解答セヨ。

下水道關係土木技術員試験問題

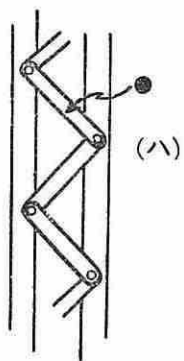
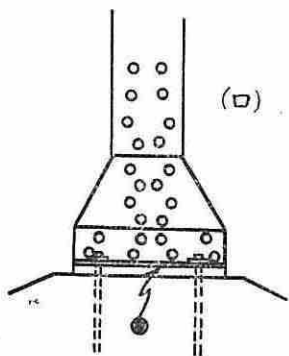
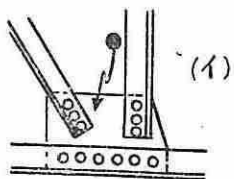
(1) 下水管断面積決定ニ至ル順序方法ヲ簡單ニ説明セヨ。

(2) 交通頻繁ナル街路ニ於ケル下水道築造工事施行ノ際特ニ注意スヘキ事項ヲ列記セヨ。

(注意) 右兩問ノ中孰レカ一間ヲ選ビ解答セヨ。

上水道關係土木技術員試験問題

(1) 送水管ト配水管トノ區別及兩者ノ通水量ノ割合ニ就テ



述ヘヨ。

(2) 交通頻繁ナル街路ニ鐵管埋設工事施行ノ際特ニ注意スヘキ事項ヲ列記セヨ。

(注意) 右兩問ノ中孰レカ一間ヲ選ビ解答セヨ。

軌道關係土木技術員試験問題

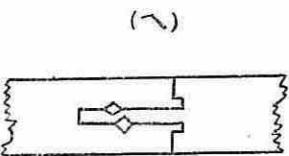
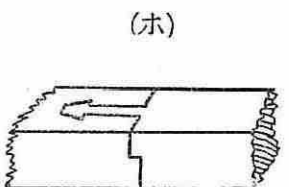
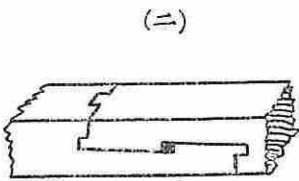
(1) 百封度軌條及四十五延軌條トハ如何ナル意味カ。

(2) 本市軌道用溝軌條ト丁軌條トノ利害得失ヲ述ヘヨ。

建築技術員試験問題

(1) (ハ) 左圖ノ●印ノ部材ノ名稱ヲ問フ。

(B) 左ノ圖手ノ名稱ヲ問フ。



(C) 圖面仕様書内譯書ノ一致セサル場合現場施工ニ當リ如何ニ處理ス可キカ。

(2) 住宅地域ニ於テ左ノ條件ノ下ニ建築ヲサントス探光面積ノ取方ヲ圖解(單線五十分ノ一)シ尙ソノ適否ニ付計算法ヲ示シテ判斷スヘシ。

條件 (イ) 居室十疊敷窓ハ隣地側ニノミアリ。(ロ)

窓上端床上五尺七寸、窓高四尺五寸、窓巾五尺七寸、

床高二尺、軒高地盤上十尺、軒出一尺五寸、屋根五寸

勾配。(ハ) 隣地境界線トノ距離一尺。

參考 規第十九條ノ内「其部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高サハ住宅地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ距

離ノ二倍半ヲ超過セサルコト」

規第二十條ノ内「居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ヘカラシムヘシ」

(注意) 右兩問中孰レカ一間ニ付答ヘヨ。

電氣技術員試験問題

(1) 次ノ意味ヲ極ク簡單ニ説明セヨ。

(A) 最低責任料金、(B) 負荷率、(C) 球面觸光、

(D) 變壓比、(E) オツシログラフ、(F) 添架、(G) カテナリー吊架法、(H) ケーブルヘッド、(I) 表定速

度、(J) 加速度。

- (2) 单相五〇「サイクル」交流ヲ以テ三〇「キロワット」ヲ配電セントス線路ノ全抵抗ハ〇・〇二「オーム」ニシテ「リアクタンス」ハ〇・一「オーム」ナリ負荷ノ力率一ナルトキハ負荷ノ端キ電壓ヲ一〇〇「ヴォルト」ニスル爲メニハ送電端ノ電壓ハ如何ニ定ムヘキカ。

- (3) 三相誘導電動機アリ電壓三三〇〇「ヴォルト」容量五〇「キロワット」能率八〇%ニ力率八五%ナルトキハ全負荷電流何程ナリヤ。

- (4) 電氣鐵道用變電所ニ設置スル各種整流裝置ノ名稱ヲ舉ケヨ。

- (5) 電壓一〇〇「ヴォルト」全容量二〇〇〇「アムペア・アワー」ノ蓄電池群ニ對シテ充電用電動發電機ヲ設備セントス發電機ノ電壓容量、電流如何(但充電ニハ四時間ヲ費ス場合ヲ豫想シ「アムペア・アワー」能率ヲ六〇%ト假定ス)
- (注意) (1)、ハ必ズ解答スルコト。(2)、(3)、(4)、(5)中必ズ一問ヲ解答スルコト但二問以上ヲ解答スルモ差支ヘナシ。

應用化學關係技術員試驗問題

- (1) テルミット熔接ノ化學反應及其ノ發生溫度ヲ問フ。
- (2) ポートランドセメントノ試驗方法ヲ略述セヨ。

水源林關係造林技術員試驗問題

- (1) 調製上最モ注意スヘキ事項ヲ問フ。
- (2) 法規上定メラレタル藥局ノ構造ニ就テ述ヘヨ。
- (3) 經濟處方トハ如何ナルコトカ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

保姆試驗問題

- (1) 人工哺乳上特ニ注意スヘキ事項ヲ問フ。
- (2) 幼年期(學齡以前)ニ於ケル養方ニ就テ述ヘヨ。
- (3) 幼年期(三乃至五才)ノ體溫及脈搏數ヲ問フ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

微生物關係技術員試驗問題

- (1) 清水性淡水水中ノ「プランクトン」ノ大別ヲ問フ。
- (2) 上水道鐵管内ニ發生スル微生物ノ種類ヲ問フ。
- (3) 濾過作用ニ就テ知ル處ヲ記セ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

機械技術員試驗問題

- (1) 「タービン」唧筒ハ回轉數一定ナルトキ揚程ト水量ト所要馬力トノ關係ハ大略如何ニ變化スルヤ。
- (2) 内燃機關ニ於ケル四行程サイクル(Four stroke cycle)ト二行程サイクル(Two stroke cycle)トノ區別ヲ述ヘヨ。
- (3) 車輛ノ制動裝置ニ於ケル槓桿率(Leverage)トハ何ゾヤ。

- (1) 傘伐更新法及間伐更新法ニ就テ説明セヨ。
- (2) 白炭ト黒炭トノ製法上ノ差異及材積一棚ヨリノ普通生産高ヲ述ヘヨ。

園藝技術員試驗問題

- (1) 現代ノ公園ハ如何ナル方針ノ下ニ計畫セラレツツアリヤ。

- (2) 青果類ノ保存、貯藏ニ就テ述ヘヨ。

- (3) 我國ニ於テ最モ普通ニ栽植サレアル外國種植物ヲ喬木、灌木、花卉、青果類ニ就キ數種ヲ舉ケヨ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

醫員試驗問題

- (1) 我國ニ於ケル人口千對生産、死亡率ヲ記セ
- (2) 救急診療ニ際シ特ニ注意スヘキ事項ヲ問フ。
- (3) 傳染病患者ヲ診斷シタル時ノ處置ヲ問フ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

齒科醫員試驗問題

- (1) 乳齒及永久齒發生ノ時期及順序ヲ問フ。
- (2) 齲齒發生ノ豫防ニ就テ述ヘヨ。
- (3) 兒童期ニ於ケル口腔衛生思想啓蒙ノ方法ヲ述ヘヨ。

(注意) 右三問中何レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

調率員試驗問題

- (4) 鑄鐵ト軟鋼トノ區別ヲ述ヘヨ。

(注意) 右四問中二問ヲ選ビ解答セヨ。

測量技術員試驗問題

- (1) 道路敷ト私有地トノ境界査定ノ順序方法ヲ述ヘヨ。
- (2) 一反歩ハ幾「ヘクタール」ニ相當スルヤ。
- (3) 不正形地ノ面積計算法ヲ列舉セヨ。

- 2 昭和七年八月施行試驗問題

共通試驗問題

- 第一問 左ノ地名ノ讀方ヲ振假名シ且其所屬國家名ヲ記セ。

- (一) 上海、(二) 紐育、(三) 倫敦、(四) 羅府、(五) 柏林。

- 第二問 左ノ句ノ讀方ヲ振假名シ且其意義ヲ簡單ニ記セ。

- (一) 意氣昂し、(二) 喝采を浴ぶ、(三) 無能に業を煮やす、(四) 流言蜚語、(五) 齒痒し、(六) 既定方針を枉げず、(七) 爲替二十五弗、(八) 雲行き險し、(九) 時局匡救、(十) 獅子吼。

- 第三問 左ノ文中ニ「」ヲ漢字ニ「」ヲ英語綴ニ改メヨ。

市長は登壇して

「皇紀二千六百年の意義ある年と、第十二回オリムピツク大會の年とが自然的に符合して居るキクワイを我々は最も有効適確に掴まへて、世界第二位を誇る大東京を

セカイにセウカイし國際スポート外交を通じて我國の美しきセイシンの眞髓を知らしめ度い。
それには市民の熱烈なるセイイを披瀝して我國ダイヘウ委員をケイレイすると共に各國委員に我市民の熱意の存する所を訴ふべし」と莊重なるクテウで述べた。

道路關係土木技術員試験問題

- (1) 路端ニ側溝及側溝縁ニ沿ヒ電柱ヲ有スル道路ニ於テ自動車ノ行キ替ヘラ爲サシムルニ必要ナル最小道路敷ノ幅ヲ略圖ニ依リ説明セヨ但シ歩行者ハ考慮外ニ置クコト。
- (2) 鋪裝道路ニ撒水ヲ行ハス路面洗滌ヲ行フ理由ヲ説明セヨ。
- (3) 簡易鋪裝ノ一種ナル塗瀝碎石道施工ニ際シ注意スヘキ事項ヲ列舉セヨ。
- (4) 東京市ニ於テ普通通行ハレッツアル鋪裝ノ各種類ニ就テ其ノ適用ヲ示シ其ノ理由ヲ説明セヨ。
- (5) 路下埋設物ノ爲ニスル堀坑ニ覆蓋ヲ施ス理由及地盤良好ノ箇所ニ對シテモ土留矢板ヲ密接シテ施行スル理由ヲ問フ。

(注意) 右五問中孰レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

橋梁關係土木技術員試験問題

- (1) 橋梁ノ徑間、橋面ノ高さ及橋面ノ幅員ハ普通何ニヨリ

定マルヤ。

- (2) 公道ニ於ケル橋梁ノ設計荷重ニ就キ説明セヨ。
- (3) 橋臺ノ杭打基礎施工ニ際シ特ニ注意スヘキ事項ヲ列舉セヨ。
- (4) 湧水アル箇所ニ於ケル基礎混凝土ノ施工方法及施工上ノ注意事項ヲ説明セヨ。

(注意) 右四問中孰レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

河港關係土木技術員試験問題

- (1) 出水季ニ於テ河川護岸工事ノ施工上特ニ注意スヘキ事項ヲ列舉セヨ。
- (2) 毎年八、九月頃河岸地又ハ海面埋立地ニ於テセメント敷置上注意スヘキ事項ニ就テ説明セヨ。
- (3) 東京市ニ於ケル河川ノ汚染ノ原因及其ノ淨化方法ニ就キ所見ヲ述ヘヨ。
- (4) ケーソン岸壁ト鐵矢板岸壁トノ長所及短所ヲ説明セヨ。

(注意) 右四問中孰レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

下水道關係土木技術員試験問題

- (1) 下水工事施行ニ際シ下水管渠用コンクリート管ヲ現場附近ノ道路ニ假置スルニ關シ注意スヘキ事項ヲ列舉セヨ。
- (2) 地盤良好ナル街路ニ下水管ヲ埋設スル際ニ於ケル道路

掘鑿ノ方法ヲ詳述セヨ。

- (3) 泥深キ河底ニ於テ河川ヲ横過スル下水管ヲ河川ノ片側締切ニ依リ埋設セントスル設計上又ハ施工上ノ孰レカ一方ニ關シ特ニ注意スヘキ事項ヲ説明セヨ。

(注意) 右三問中孰レカ二問ヲ選ビ解答セヨ。

水道試験問題

- (1) 高級鑄鐵管(セミスチール管)ト普通鑄鐵管ノ材質ニ就キ相違スル點ヲ舉ケ兩者ノ利害得失ニ就テ知ル處ヲ記セ。
- (2) 引込管(各戸給水管)ノ口径決定上必要ナル要項(Necessary data)ヲ列記セヨ。
- (3) 給水鉛管破損ノ各種ノ原因ヲ列記セヨ。

- (4) 配水池ヲ市内又ハ市ノ附近ニ設ケテ其ノ不足水壓ヲ唧筒加壓シテ配水スル場合ト、之ヲ市外遠方ノ高處ニ設ケテ自然流下ニテ配水スル場合トノ利害ヲ比較セヨ。

此ノ場合經濟上比較スヘキ項目如何。

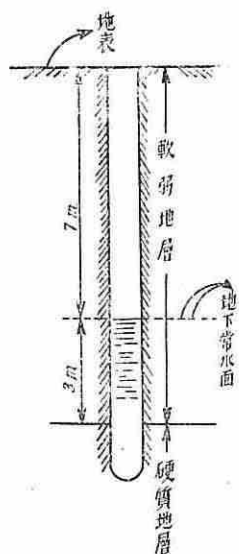
- (5) 急遽法、緩遽法ニ就テ説明シ其得失ヲ比較セヨ。

- (6) 交通頻繁ナル街路ニ於テ水道工事施行上必要ナル事項ヲ列記セヨ。

以上六問中任意ノ二問ニ就キ解答スルコト。

軌道技術員試験問題

- (1) 併用軌道トハ如何其ノ軌道敷限界ヲ述ヘヨ。



- (2) 軌道ノ高度^{カント}トハ如何。

東京市電氣局軌道ニ用ユル其ノ計算公式及其ノ實施ノ狀況ヲ述ヘヨ。

- (3) 本線路ノ軌道最急勾配ハ何程ノ規程トスルヤ。

- (4) 緩和曲線ヲ使用スル場所及其ノ效用ヲ述ヘヨ。

- (5) 軌道ノ道床ニ使用スル砂利ノ效能如何。

- (6) 反方向曲線路間ニ直線路ヲ設クル理由ヲ述ヘ其ノ最小延長ヲ説明セヨ。

(注意) 右六問中孰レカ四問ヲ選ミ解答セヨ。

建築技術員試験問題

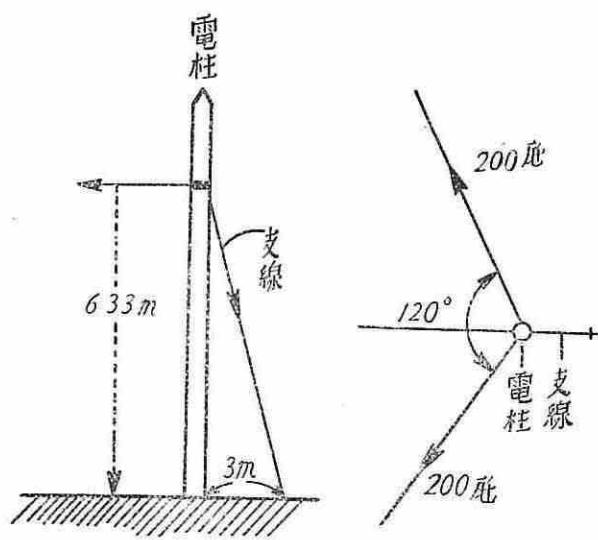
(三問題ノ内二問題ヲ撰擇シ回答スヘシ)

- (1) 鐵筋「コンクリート」造二階建(地下室無シ)ノ事務所建築ヲ成サントスルニ際シ敷地ノ地質検査ノ爲メ露井ヲ成シ左圖ノ結果ヲ得タリ、如何ナル方法ノ基礎工事ヲ適當トスルカ、理由ヲ附シテ説明セヨ。

- (2) 鐵筋コンクリート工事ノ「スラブ」及梁ノ「コンクリート」打鑄ヲ要スル時如何ナル位置ヲ適當トスルカ、理由ヲ附シテ説明シ且ツ打止箇所ノ施工方法ヲ記述セヨ。
- (3) 商業地域内ニ木造商店建築ヲ成サントス、高サ及軒高幾米マテ建テ得ルカ。但シ前面道路幅員七米、他ノ三方ハ隣地ニ接スルモノトス。

電氣技術員試験問題

- (1) 次ノ意味ヲ極ク簡單ニ説明セヨ。
- (A) 力率、(B) ラックス、(C) 磁氣吹消、(D) 歸線、(E) 高速度遮斷器、(F) 電氣制動、(G) 三線式配電、(H) マキシマム・デマンド・メーター、(I) 入孔、(J) ストラッパ。
- (2) 電線ノ接續方法三種ヲ學ケ簡單ニ説明セヨ。
- (3) 廻轉變流機ノ「フラツシュ・オーバー」及水銀整流器ノ「バック・ファイヤリング」ノ起ル原因ヲ簡單ニ述ヘヨ。
- (4) 電柱ニ於テ各線ヨリ受クル張力ハ各二〇〇庇ニシテ地表上六米三三ノ高サニ水平ニ例グモノトス、今此ノ張力ヲ圖ノ如ク施設スル支線ニヨリテ支持セシムルトキハ支線ノ受クル張力幾何ナルカ。



- (5) 電柱ノ種類ヲ學ケ其利害得失ヲ述ヘヨ。
- (注意) (1)ハ必ズ解答スルコト。(2)、(3)、(4)、(5)中必ズ一問ヲ解答スルコト、但シ二問以上ヲ解答スルモ差支ナシ。

應用化學技術試驗問題

- (1) アスファルトト石粉ヲ混合シテ用ヒル效能如何。
- (2) 軌條鋼ノ炭素含有量如何。
- (3) セメント凝固試驗ニ要スル日數。
- (4) 水中ニ溶解スル「アムモニヤ」ノ定量試驗法如何。
- (5) 汚水ノ酸素消費量ヲ測定スル方法如何。
- (注意) 右五問中任意ノ二問ニ付解答セヨ。

農藝化學關係試驗問題

- (1) 都市屎尿處分ト農村トノ關係。
- (2) 都市ニ於ケル汚物處理對策。
- 園藝關係試驗問題
- (1) 主ナル蔬菜果實ノ貯藏法ニ就テ記セ。
- (2) 蔬菜果實ノ現行荷造法ト其レニ對スル意見ヲ述ヘヨ。
- (3) 東京市内ニ於テ最モ多ク消費サル蔬菜果實各三種ヲ學ケ其出荷地ヲ記セ。

造園關係試驗問題

- (1) 都市公園ト兒童遊園トハ如何ニ異ナルヤ。

- (2) 常綠闊葉樹ノ移植適期ト其施工法。
- (3) 道路樹木ニ最モ適當ナル樹種三種ニ就テ知ルトコロヲ記セ。
- (4) 樹木ハ如何ナル方法ニ依リ營養ヲ攝取シ生長スルヤ。
- (5) 造園建築ニ於テ施工サルコンクリート擬木工法ノ要點ヲ記セ。
- 以上ノ内任意ノ三題ヲ撰ビ筆答セヨ。

醫學藥學齒科衛生關係試驗問題

- (1) 高熱ニヨル殺菌法二種ヲ學ケ説明セヨ。
- (2) 特異體質トハ如何ナルモノカ。
- (3) 乳齒及永久齒ノ區別。
- (4) 衛生ノ目的。
- (5) 病原菌ヲ含有スル恐アルモノノ處置ニ就テ記セヨ。
- (6) 毒藥トハ如何、取扱上ノ注意。
- (7) 兎ノ免疫反應ニ應用スル場合ノ例ヲ述ヘヨ。
- 以上ノ内任意ノ三題ヲ撰ビ筆答セヨ。

獸醫試驗問題

- (1) 血液凝固ノプロセスヲ略記セヨ。
- (2) 家兎飼育ニ當リ最モ起リ易キ消化器病ヲ學ケヨ。
- (3) 家畜飼育ニ際シテ其飼料ニ必要ナル營養物ヲ列記セヨ。

保姆試驗問題

- (1) 人工哺乳上特に注意スヘキ事項ヲ問フ。
- (2) 托兒所ニ於ケル主ナル幼兒ノ疾病ニ就テ記セ。
- (3) 幼兒(三歳ヨリ七歳)ノ標準體温及脈搏ヲ問フ。
- (4) 兒童遊園ニ於ケル砂場遊ヒニ於ケル注意ニ就テ記セ。
- (5) 幼兒ノ集團遊戲ノ主ナルモノニ就テ保育上ノ意見ヲ記セ。

以上ノ内任意ノ三題ヲ撰ビ筆答セヨ。

機械試驗問題

- (1) 左記ニ就テ知レル所ヲ記セ。
 - (イ) ネジ、(ロ) 正味馬力、(ハ) 彈性限界、(ニ) 比熱、(ホ) 内力ト歪、(ヘ) 高速度鋼、(ト) キログラムメートル、(チ) 絶對溫度、(リ) ケースハードニング、(ヌ) 熱處理
 - (2) 熔解ノ潛熱ニ付テ説明セヨ。
 - (3) 汽罐取扱上注意スヘキ點ヲ列舉セヨ。
 - (4) 市内電車ニ於ケル噪音發生ノ原因並ニ之カ防止方法ニ就テ知レル所ヲ記セ。
 - (5) 蒸汽機關ニ凝結器ヲ附クル理由ヲ説明セヨ。
- (注意) 右問題中第一問ハ必ず解答スルコト、(2)、(3)、(4)、(5)ノ内一問ヲ選ンデ解答スベシ。

測量關係土木技術員試驗問題

- (1) 土地ノ面積ヲ計算スル方法ヲ三種以上列舉セヨ。
 - (2) 布製卷尺使用上ノ注意事項ヲ列舉セヨ。
 - (3) 市街地ノ略圖ヲ調製スル方法ニ就テ知レル所ヲ記セ。
 - (4) 一面坪ハ幾平方米ニ、一立方坪ハ幾立方米ニ、一町歩ハ幾ヘクタールニ相當スルヤ。
- (注意) 右四問中孰レカ二問ヲ解答セヨ。

八 幡 市

吏員候補者採用筆記試験問題(昭和七年四月施行)

○書 取 (讀上二十分間)

第一班

- 一、市ハ法入トス、官ノ監督ヲ承ケ、法令ノ範圍内ニ於テ、其ノ公共事務並從來法令ハ慣例ニ依リ、及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 二、明治以後傳來シタ外國文化ト從來ノモノトニハ非常ナ相違カアツテ、衣食住カ全然異ナルト同シク、物質的ニ、精神的ニ、非常ナ運庭カ存在シテキル、隨ツテ我國民カコレヨリ受ケル影響ノ多大ナコトハイフマテモナイ
- 三、露骨ニ言ヘハ、今日ハ内憂ト外患トカ同時ニ我カ日本帝國ヲ挟ミ撃ニシツアル、然モ此ノ内憂ト外患ニ處シテ如

何ナル對策アルカ

第二班

- 一、官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス、廉恥ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス
- 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス、威權ヲ濫用セス、謹慎懇切ナルコトヲ務ムヘシ
- 二、質素剛健ノ氣風ヲ持シ、執務ニ當リテハ、須ラク格動精勵以テ處務ノ刷新圖捷ヲ圖リ能率ノ増進ヲ期スヘシ
- 三、賞勵局ハ陸軍省カラ申請ノ滿洲、上海事變ニ出動シ、昨年十一月長春、南嶺ノ激戰テ名譽ノ戰死ヲトケタ、倉本少佐ナト七十二名ニ對シ、十八日御裁可ヲ仰キ第一回論功行賞ヲ發表シタ

○讀方及解釋 (三十分)

次ノ語句ニ讀方及解釋ヲ附スヘシ

第二班

- 從容・銜氣・杜撰・侃諤・自治・義捐・蒐集・荏苒・爬羅剔抉・祭政一致

第二班

- 會釋・軒輊・供奉・雞肋・稀有・遊說・忖度・淬礪・蹇蹇匪躬・曠日彌久

○文案作製 (一時間二十分)

第一班

左ノ事實ニ基キ督勵文ヲ作レ

納稅組合は組合員が、毎日又は毎月の収入の内から幾分宛を貯金せしめて納稅する仕組になつて居るから、組合員は苦痛無しで納稅することが出来る

A市では、納稅獎勵の爲に、この納稅組合設立を營勵した結果、今では殆んど全市に普及したが、只X町だけは町内一致せず、未だ設立の運に至らない、市長は大に之を遺憾とし、町の代表者Mに對し更に納稅組合の必要なる所以を説きたる督勵文を交付することにした

第二班

左ノ事實ニ基キ訓告書ヲ作レ

A青年はX青年團の團員の一人であるが、平素操行修まらず、團員たるの體面を汚すことが多い、團の役員中には此の際團則に照らし除名すべきであると言ふ者も居つたが、M團長は今一度十分訓告し、若しそれでも改めなければ除名することを主張した結果直に訓告書を發することになつた。

(備考) 受験者多數の爲總人員を午前、午後の二班に分ちて施行せるもの。

和歌山市

吏員任用試験問題

(一) 昭和四年四月施行試験問題

○筆 寫 (三十分間)

左の文章の中に誤字あらば訂正して別紙に筆寫せよ

秋の夜

秋の夜をうら悲しきものには吉よりいひ習はしたり。げに春の夜の月朧に風和ぎて、鐘の音なども思ひ做しにや、長閑に緩く渡る様に聞ゆる頃の様子には似るべくもあらず。また月無く空暗くて、小雨しめやかに降る夜も、春は檐の玉水の音さへ憎からで、燈火の光、取りちらしたる机のまはり、茶碗、土瓶、灰皿などもやさしく浮きて、身を寄する柱の吾が背にあたる加減にすら云ひ難き懐かしさあり。秋は甚だしく之に異り。晝の暑さの夕風にやゝ去りて露際る星の夜の潔きに小庭の闇を賞しつゝ、緑先の端居を樂しむ夏の風情にも同じからず。まして窓打つ時雨の音、或は雪の聲などに外面の景を思ひやりながら、座布団の温かみに泥みて埋火の假の情も振棄て難う、雄心も無く慕敢なき草子などに讀入る多夜の趣とは、似通ふところ有るが如くにして實は大に異なり。

秋は晝よりも夜こそをかしけれ。されば其の夜のおもむき、春の夜の柔み有りといふにも無く、夏の夜の潔さありといふにも無く、また冬の夜のさびがあるにもあらず。たゞ秋の夜はおのづからは秋の夜にして、必ずしもうら悲しとのみにはあらざれど、強ひて言はむには猶しか言はむよりほかことばも無かるべきにや。

○算術 (四十分間)

- (一) 毎月俸五十圓ヲ得テ其中雜費ノ支拂ヲナシタル餘リヲ貯蓄ス此人月俸六十圓トナリシヲ以テ五年間ノ貯金ヲ三年間ニテ貯ヘ得ヘシトイフ毎月ノ雜費何程ナルカ
- (二) 原價一圓ノ物品ニ正札ヲ附シテ二割ノ割引ヲナスモ尙原價ノ一割二分ヲ利セントス正札ノ價ヲ如何ニスヘキカ
- (三) 工匠アリ三十八人ニテ毎日十一時間ツ、働キテ十五日ニ終ルヘキ仕事ヲ四十四人ニテ十九日ニテ終ラントス毎日幾時間ツ、働カシムヘキカ

(二) 昭和四年九月施行試験問題

○筆 寫 (三十分間) 左ノ文章ヲ萬年筆ニテ寫セ(文中誤字アラバ正シキ字ニ書キ直セ)

富士ノ頂

一、旭日ノ影 東ノ空ホノボノト明ケユクマ、ニ見渡セバ、箱根、足柄ノ裾ヲマトヒ寶永ノ頂ニ懸リシ雲ハカキ

消スヤウニ失セテ、忽チ中空ハ紫ニ匂ヒ、東ノ海ノ面ニ殘レル一帯ノ雲ハ黃金色ヲ帶ビヌ。暫クシテ一道ノ光燦

然トシテ蒼空ヲ貫クカト見ル門ニ、旭日圓タトシテ天ニ朝スレバ、サナガラ天ノ岩戸ノ古事ヲ今ノ世ニ見ルコ、チシテ、眼眩ミ脚スクミ心天外ニ馳セテ、ウルハシトモ意シトモ云ハンカタナシ。

二、風伯ノ怒 頂ハ風吹カヌ日トテハナシ。剩ヘソノ力ナミナラズ、強ケレバ山ノ懷ヲ掠メテ吹キアグル音宛テ遠雷ノ如ク、觀測所ノアタリニ亂立セル巨巖ヲ衝イテ碎ケ散リ、噴火口ヲ襲ヒテ坑底ニ吹キオロス響ハ、瀑布ノ絶壁ヨリ落ツルガ如ク、怒濤ノ岸ヲ壓ツニ等シ、カ、ル折フシヅミツ時ノ戸外ノ觀測ノ恐ロシサ云フバカリナシ。

三、下弦ノ月 風ナキ夜半ノ山頂コソ物スゴキ限ナレ。突元タルアタリノ巖ハ、百千ノ惡鬼ノワレヲ襲ヒ來ルカト怪シマレ、黒闇々タル大噴火口ハ今シモワレヲ吞マントテ待ツモノ、如シ。カ、ル折カラ下弦ノ月銅色ノ光ヲ放チテ巖頭ニカ、レバ、地獄ノ様モカクヤトバカリ、身ハサナガラ颯ノ山トヤランニサマヨフ心地ス。

○算術 (四十分間)

(一) 五人ノ寫字生四日ニテ三十字詰十四行ノ書三百頁ヲ寫

ス割合ニテ六人ノ寫字生七日ニテ二十五字詰十二行ノ書ヲ幾頁寫シ得ルカ

(二) 雞卵三百五十箇ヲ百箇ニ付三圓三十五錢ノ割合ニ仕入レ其中一割ノ腐敗ヲ見續リ尙全體ニ於テ一割五分ノ利ヲ得ントス平均一箇ヲ何程ニ賣レバヨキカ但シ所要賣價ハ厘位未満切捨テヨ

(三) 甲乙二商アリ各等額ノ資金ニテ商業ヲ營ミシニ甲ハ七百圓ヲ利シ乙ハ三百圓ヲ損セリ因ツテ現在甲ノ所持金ハ乙ノ所持金ノ五倍トナレリト云フ最初ノ資金ヲ問フ

高知市

事務吏員採用筆記試験問題 (昭和六年度施行)

○法制

- 一、市條例並ニ規則ヲ以テ規定スヘキ事項ヲ列舉セヨ
- 二、市會議員選舉人名簿ノ調製期日、變更期間及確定期日並ニ據置期間ヲ記セヨ
- 三、市會ノ議決事項ヲ舉ケ其ノ濫案權ハ何レニアリヤ詳記セヨ
- 四、市參事會ノ組織並ニ其ノ職務權限ヲ詳說セヨ
- 五、市税ノ賦課ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シ得ル事項ヲ詳說シ其ノ手續ヲ記セ

○作文

一、現代に於ける我が國民の覺悟

(文體隨意、答案により文字の探點をなす)

○國語讀解

一、左ノ文ノ傍線ノ部ノ意味ヲ書ケ。

祖先百戰の山河に生れ出でて、目に旌旗の飄るを見ず。耳に鑼鼓の轟くを聞かず。文恬武嬉、安きに慣れて又危きを想はず、人益々利巧になりて益々死の惜しきを知り、欲に趨り、利に就き、舌頭には能く風を生ずれども、腕には虱を捫る力だになく、風俗の奢侈に赴くにつれて、人心軟化し柔化し遂に腐敗す。文化の餘弊こゝに至りて極まりぬ。一旦緩急ありとも安んぞ能くこれに當るを得んや。

二、左ノ文ヲ解釋セヨ。

身に過ある人の、おのれと咎を知るきは、心の鬼にさいなまれて、年月たしなみもてゆくほどに、悪しき習は跡なく消え失せ、心ばせもよくなるものなり。

三、左ノ語句ニ讀ミ假名ヲ附シ次ニ解釋セヨ

- (イ) 寶算 (ロ) 蒸籠 (ハ) 法度 (ニ) 覆轍 (ホ) 逆鱗 (ヘ) 解脫 (ト) 看經 (チ) 宏謨 (リ) 衣鉢を傳ふ (ス) 堅氷霜を履むより至る (ル) 蝸角の爭 (オ) 口善惡なし

米ノ水ガ流レ込ムカ。

(三) 國有鐵道ノ三等乘車賃金ハ乘車距離ヲ區分シ、一籽ニツキ八〇籽マデノ分ハ一・五六錢、八一籽ヨリ一六〇籽マデノ分ハ一・三二錢、一六一籽ヨリ三二〇籽マデノ分ハ一・〇六錢、三二一籽ヨリ四八〇籽マデノ分ハ一・八七錢、四八一籽ヨリ六四〇籽マデノ分ハ一・七五錢、六四一籽ヨリ八〇〇籽マデノ分ハ一・六九錢、八〇一籽以上ノ分ハ一・六三錢トシテ計算スル。籽數ハ一籽未満ヲ切上ゲ賃金ハ最後ニ一錢未満ヲ切上ゲル。コレニ依リテ次ノ三等賃金ヲ求メヨ。

東京廣島間九〇七・五籽 門司長崎間二六七・一籽

(四) 二〇%ノ食鹽水一六〇〇gニ食鹽四〇〇gヲ入レ次ニ水ヲ入レテ三〇%ノ食鹽水ヲ作ルニハ水ヲ幾立入レタラヨイカ。

(五) 甲商人ガ或商品ヲ或價格ニテ乙ニ賣却スルコトヲ約束シ二割ノ利益ヲ得ル豫定ナリシニ仕入價格下落ノタメニ約束ノ代價ニテ賣ルトキハ仕入價格ニ對シ五割ノ利益ヲ得ルコトナレリ、仕入價格下落ノ歩合ヲ求ム。

(六) 次ノ郵便貯金ノ翌年三月末日ニ於ケル元利合計ヲ計算セヨ。但利率ハ年四分二厘、拂戻ノ月及一六日以後ニ預ケ入レタルトキハソノ預ケ入ノ月ハ期間ニ算入セズ、又元金

四、左ノ片假名ニテ書ケル所ヲ漢字ニ改メヨ

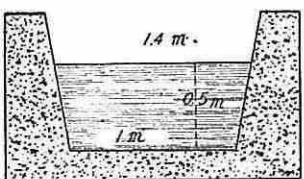
三國全權間に行はれたシャウギはその歸結を得るまでには、思ひ切つたゲキロンキヤウベン正面シヨウトツなどイクタのハランキヨクセツがクリカへされた。しかも終局の目的に於ては全權間にミデンのギシンギマンもなくセイイと忠實のヒレキカウクワンを以つてシエウシした。

○算術(筆算)

(一) 次式ヲ計算セヨ

$$\left(\frac{8}{3} + 0.75\right) \times \frac{1}{9} + 8 - \left(1 - \frac{1}{8} - \frac{2}{3}\right) \times 5$$

(二) 左圖ノ如キ横断面ヲモツ水路ガアル水ガ深サ〇・五m速サ毎分五〇mデ貯水池ニ流レ込ムトキハ一晝夜ニ幾立方



上底 1.4 m
下底 1 m

ノ一〇錢未満ニハ利ヲ附セズ。

月	日	摘要	月數	金額	積數
4	1	繰預		143 18	
4	10	拂預		30 00	
8	10	拂預		-50 00	
9	17	利元		32 00	
3	31	利合計			

○珠算

(讀み上げ加法二題、表記數字に依る加減見取算

一題、乗除法各二問題あるも此處には掲載を省略す。

甲 府 市

之迄の吏員採用試験問題の二三の實例
地方制度に付ては

- (一) 市會議員選舉に就て知る處を記せ。
 - (二) 市長と町村長との異なる點を挙げよ。
 - (三) 滞納整理方法に就て識る處を記せ。
 - (四) 官吏と公吏とは如何に異なるか、等。
- 作文に付ては

- (一) 市吏員を拜命したる感想。
- (二) 市長就任披露招待狀案文、等。

姫 路 市

書記登用試験問題 (大正七年二月施行)

口述試験問題

△市長就任手續ヲ問フ△市ノ營造物トハ何ヲ云フカ△助役、收入役就任手續ヲ問フ△市參事會ハ如何ナル人ヲ以テ組織スルカ△市會議長ノ任期△住所ト居處トノ別△民法上ノ人トハ如何△民法ニ所謂實質トハ何ヲ云フカ

筆記試験問題

樂觀、落選、年始、訥辭、喜悅、具體的、既決、劣敗、弛緩、粗濁。

○算術科

$$1' (1) 0.561 \div 0.3 = (2) \frac{3}{7} \times 1 \frac{1}{12} =$$

$$11' \left\{ \frac{\frac{3}{2} + \frac{2}{5} - \frac{7}{4}}{\frac{1}{3} + \frac{1}{6}} \right\} \times \frac{8}{9} =$$

ヲ簡單ニセヨ

三、二米平方ト二平方米トノ關係ヲ圖解セヨ。

四、或青年團ノ經費千八百五十圓テ其ノ三割五分ヲ團費トシテ團員千二百九十五人が負擔シテ、團費一人當幾ラツツカ。

五、甲ノ速サハ毎分四〇〇mデ、乙ノ速サハ毎分二八〇mデアル、今乙が出發シテカラ三分後ニ甲カ乙ヲ追フト何分後ニ追付クカ。

六、或仕事ヲ甲一人ニテハ六日間、乙一人ニテハ五日間、丙一人ニテハ七日間ヲ要スト云フ。甲乙共ニ協力ニ日間働キタル後残りノ仕事ヲ丙一人ニテ働ケバ何日カ、ルカ。

七、或一隊三二〇mノ橋ヲ渡リ終ルニ六分ヲ要シ七〇〇mノ橋ヲ渡リ終ルニ二分ヲ要セリト云フ。此ノ隊ノ速サハ

民法 民法上ノ無能力者トハ如何ナルモノヲ云フカ
市制 市公民タルノ要件ヲ列舉スヘシ

讀方

宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉ヲ治メ惟レ信性
レ義節原俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒意相識メ自強思マサルヘシ

作文 任官ヲ勸ムル文
習字 白眉倒懸東海天

那 霸 市

事務員採用試験問題 (昭和七年八月施行)

○作文科

現時ニ於ケル沖縄縣民ノ覺悟

○國語科

一、左ノ語ノ讀ミ方及意義ヲ記セ

- (1) 自力更正、(2) 切磋琢磨、(3) 勇往邁進、(4) 左傾右傾、(5) 國際聯盟。

二、左ノ句ヲ解釋セヨ

- (1) 自ら人をして襟を正さしむ、(2) 豹は死して皮を留め士は死して名を遺す、(3) 達人の心境は何時にても新年なり、(4) こてこてと草花植多し小庭かな。

三、左ノ言葉ノ反對語ヲ書ケ

一樣ニシテ且ツ長サモ不變ナリトスレバ其ノ速サ毎時幾ナナルカ、又其ノ長サ幾米ナルカ。

八、或職工一日ノ就業時間數ト曜日ト日曜日トハ五時間ニシテ其ノ他ノ曜日ハ八時間ナリト云フ。此ノ職工七ヶ月(三〇日宛)間ノ就業時間ハイクラカ。

九、長サ一四五mノ列車ガ毎秒九mノ速サニテ長サ二二四mノ隧道ヲ通過スルニ幾秒ヲ要スルカ。

一〇、那覇市豫算經常部ハ參拾九萬九千九拾九圓ニシテ其中教育費ハ貳拾壹萬七千四百七拾參圓ナリ、其ノ割合ハ幾ラカ。

○公民科

一、國體 二、法律(狹義ニ於ケル) 制定ノ手續 三、憲法ニ於ケル二太義務トハ 四、租稅 五、自治體 六、公民トハ 七、市會議員ノ職務 八、市長 九、一般市吏員タル者ハ服務規定ヲ遵守スベキモノナリ 十、那覇市ノ產業ノ重ナルモノ。

清 水 市

吏員採用試験問題 (最近始めて施行したるもの)

○國語

一、次ノ文中傍線アル部分ニ讀假名ヲツケ、其意味ヲ簡單ニ

陳へヨ。

日本國民は、無批判に、歐米の文化に感服して、傳來の日本精神を滅却してはならぬ。輝かしき三千年の歴史と、これを貫く大精神を體得して、皇道宣布のためにただ一途に直進せねばならぬ。そこに永遠の生命があり、平和の使徒としての榮光があるのである。

唯物論的邪道を排撃せよ。享樂主義的風潮を一掃せよ。又更に狹量なる小乘的忠誠愛國に偏する勿れ。而して冲天の氣魄を以て、大乘の大忠大愛國精神を以て、毀譽褒貶の外に立つて萬事に對處し得るだけの大度量がなければならぬ。

二、次ノ文ノ側線ノ所ニハ讀假名ヲツケ全文ノ文意ヲ問フ空を望んで駿驅する日陽、虚に循つて警立する候節、天地の運流いつを以て極みとはするらん。

且に平氏あり、夕べに源氏あり、飄忽として来る。一潮山を噓んで一世紀没し、一潮退き盡きて他世紀来る。

歴史の載するところ一潮毎に葉敷を滅じ、古苔むしつくして英雄の遺魄日に寒し。嗚呼、人生の短期なる、きのふの紅顔けふの白頭、忙々促々として眼前のことに營々たるもの悠々綽々として千載の事を慮るもの、同じくこれ大暮の同寐。霜は香菊を厭はず、風は幽閑を容さず、忽ち消え漁冥として跡めべからざるを致す。

○作文

文題 清水市名所染浴地買會案内狀

○數學

一、田畑又ハ宅地ノ決定所得年千三百二十圓、株式配當金年額三百十七圓ヲ有スル人ノ課税所得何程ナルカ

但シ同居家族中ニ三名ノ被扶養者アルコトヲ申告セリ

注意 一、扶養者控除額ハ一人ニ付百圓。二、株式配當金ニ付テハ税法ニヨリ40%ヲ控除セラル。三、厘位ハ切捨。

二、借入元金壹萬圓年利率六分ニシテ二ヶ年据置二ヶ年賦ノ元利均等償還額ハ何程ナルカ左記様式ニ算出セヨ。但シ右年賦金算出定率ハ五四五四三六八九三ニナリ、据置期間中ト雖利子ハ支拂フモノトス。

記

年 度	償還元金	利子支拂額	計
昭和七年度			
同 八年度			
同 九年度			
同 十年度			
計			

宇和島市

吏員採用試験問題 (施行年度不詳)

一、珠算 乗算三問 十分間

加算(連算) 一三問 一分十秒間

二、地方制度 (二時間)

(イ) 市町村吏員服務規律ニ就テ知ル處ヲ記セ

(ロ) 左ノ字句ニ對シ其意味ヲ簡單ニ記セ

公民、選舉權、市會組織、選舉場ト投票所トノ區別、懲戒處分ノ種別、訴願、行政訴訟、營造物、市税ノ種類、不均一賦課、制限外課税、夫役現品、豫備費、使用料ト手數料。

山口市

吏員採用試験問題 (施行年月不詳)

○讀方 (解答時間三十分)

(一) 次ノ漢字ニ讀假名ヲツケ又ソノ意味ヲ書ケ

懺悔、鹵簿、濫觴、墨鏤、瑩嚴、慟愧、無辜、胚胎、浚渫、義捐。

(二) 次ノ文章中——ノツケテアル言葉ヲ漢字ニ直セ。

(イ) 其のスウカウなる人格其のサウレットなるサイゴ誰れ

か之を武士道のゴンゲたりといふにチウチヨすべき。

(ロ) 國家のケイヒを定むるには先づ多數國民のセンキヨせる議員をして之をシン議せしむるを適當なりとしヨサンアンのテイシユツは衆議院を先きにし貴族院を後にす。

(三) 次ノ振假名ノ言葉ニ對シ文字ニ誤アラバ正セ。

凱施、廢物、鐵戒、憤怒、遊泳、該博、服膺、遺囑、任務、

(四) 左ノ詩ヲ讀ンデ次ノ問ニ答ヘヨ

皇師百萬強虜ヲ征ス、野戰攻城屍山ヲ作ス、愧ッ我何ノ顏アツテ父老ヲ看シ、凱歌今日幾人カ還ル。

(イ) 詩ノ大意ヲ書ケ、(ロ) 詩ノ中心思想ハ何カ、(ハ) コノ詩ヲ讀ンデ起シタル感想ヲ書ケ。

(五) 次ノ第一欄ノ語ト第二欄ノ語トヲ適宜組合セ熟語又ハ語句ヲ十作レ但シ一語ヲ二回使用スベカラズ

第一欄	第二欄	第一欄	第二欄
増進	蠶々	紛々	掃蕩
悠揚	櫻花	回回	名刀
後世	利權	麗麗	迫らず
折衝	端正	容姿	樽俎
秘藏	康福	敵影	龜鑑

○算術(筆算) (解答時間三十分)

一、次ノ式ヲ計算セヨ

$$(1) 472.5 - 25 - 16.7 \times 1.5 \times 0.6$$

$$(2) 6\frac{2}{8} + 9\frac{7}{12} - 8\frac{7}{18} - 6\frac{8}{27}$$

- 二、甲乙兩地間ノ距離ハ四五〇mアル初メコノ間ニ五〇m
毎ニ電柱ヲ立テタガ後之ヲ改メテ七五m毎ニ立テルコトニ
シタ前ノ電柱ノ位置ニ後ノ電柱ノ立ツモノハ何本アルカ。
三、高サ八m直徑一・二mノ煙突(上徑モ下徑モ等シ)ニター
ルヲ塗ルニ一平方mニ七五錢ヲ要スルナラバ全體デイクラ
カ、ルカ。

- 四、定價ノ二割引ニ賣ルモ原價ノ一割ノ利益ヲ得ルヤウニス
ルニハ原價八圓ノ品物ノ定價ヲ幾ラニスレバヨイカ。

- 五、或ル人五圓紙幣十圓紙幣ト取りマゼ五十枚デ三五〇圓
ノ金ヲ受ケ取ツタ各紙幣ノ枚數ヲ求メヨ。

- 算術(珠算)(解答時間五分、加減法二題、乗除法三題、
何れも見取算であるが詳細は省略する。)

○法制(解答時間一時間)

- (一) 市公民トハ如何ナル者ヲ云フカ。
(二) 市公民ノ權利義務ヲ述ベヨ。
(三) 五月十日ニ市會ヲ招集セムトス招集及會議ノ事件ヲ何
月何日迄ニ告知セバ可ナルヤ。

(四) 左ノ條文ヲ解説セヨ。

市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令
ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ。

(五) 市ノ費用辨償、報酬、給料、旅費ニツキ説明セヨ。

○作文(解答時間一時間)

(注意) 文體ハ候文トシ毛筆ニテ認ムベシ

(一) 自己ノ志ヲ述ベヨ。

(二) 滿洲に出動せる兵士に對シ市長よりの慰問文。

倉敷市

市吏員任用試験問題(昭和七年執行)

○作文(四十分)

自分ノ就職方ヲ方々ニ依頼シテ居タ所、大阪ノ某會社ニ勤務
セル先張カラ次ノ様ナ手紙ガ來タ。其ノ會社ニ就職ノ希望ガ
アルトシテ人事課ヘ出ス手紙ヲ認メヨ。

拜啓其以來御無沙汰致居候梅雨之節にて天候兎角不順に候
へ共貴君には別段御障りも無御座候哉同上候小生事幸頑健
にて日々通勤致し就職以來未だ一日も缺勤不致勵精致居候
間御安定可被下候陳は當會社に於ては今回業務を擴張し將
來見込ある事務員數名募集相成趣にて現在々職せる事務員
の紹介なれば身許其他精査之上謹考可爲致旨本日重役より

言渡有之候貴君にはかねてより御依頼も有之候事故御報申
上候間御希望有之候へば御紹介可致候尤も本人よりも過去
の經歷並に將來之志望其他希望事項等を詳記し當會社人事
課宛差出す様申渡され候につき直接貴君よりも同課へ其旨
御申出相成度候右差急ぎ御通報申上候 拜具

六月二十日

大阪商事株式會社

庶務課 大山小一郎

○法制

- 一、産業組合ニハ何故所得税、營業收益税ヲ課セラレヌカ。
二、家督相繼ト遺産相繼トノ相違點ヲ舉ゲヨ。
三、公共組合トハ如何ナル組合ヲ謂フカ。
四、市町村ガ國ノ行政ヲ司ツテキル實例ヲ舉ゲヨ。
五、市會議員選舉權ヲ有スル條件ハ何々カ。
六、市參事會ノ組織ヲ問フ。
七、市税トシテ徵收スル税目ヲ舉ゲヨ。
八、宮内大臣ハ國務大臣ト考ヘテヨイカ。
九、市吏員トハ如何ナルモノヲ謂フカ。
十、市ノ監督者トハ誰カ。

○讀書

一、次ノ文ヲ讀ミテ左ノ問ニ答ヘヨ。

1 誰ガ誰ニ言ツタ文カ

2 一ノ右ニ讀ミ假名ヲツケヨ

3 一ノ右ニ意義ヲ簡單ニ記セ

まづ世に四恩の候。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生
の恩、是なり。その中に最も重きは朝恩なり。普天の下
王主に非ずといふことなし。されば、かの頼川に耳を洗
ひ、首陽山に腋を折りし賢人も、勅命背き難き禮儀をば
存知すとこそ承れ。いかにいはんや、先祖にも未だ聞かざ
りし太政大臣を極めさせ給ふ。所謂重盛が無才、愚闇の身
を以て、運府、槐門の位に至る。加之、國郡なかばは一門
の所領となつて、田園盡く一家の進止たり。是稱代の朝恩
に非ずや。

二、此ノ文ヲ讀ミテ——ニ讀ミ假名ヲ附ケ——ヲ解釋セヨ。

此ノ文中誤レル文字、字句アラバ正セ。

友道に最も忌むものは猜忌なり。嫉妬なり。蓋し友は多く
は自己と主義、理想、好尚、信仰を同じうするもの、而し
てその知識、才能に於ても、甚しき懸隔なきを常とす。げ
に友は第二の我なり。随つて起り易きものは嫉妬なり。
しかも一たび嫉妬の情生せんか、最早貴き友情を味はふ資
格なきものと墮せるなり。

三、左ノ歌ヲ解釋セヨ。

山邊 赤人

和歌の浦に潮みちくればかたをなみ
葦邊をさしてたづなきわたる

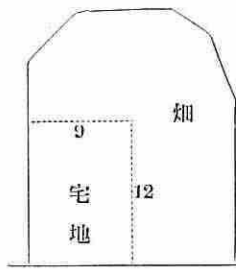
○數學（筆算四〇分）

(一) 今ヨリ六ヶ月後ニ仕拂フべき負債金一、〇〇〇圓ヲ利率年八朱ニテ割引キ即時返済セントス割引高及返済高各何ホド。

(二) 爲替相場二九弗五分ノ三ノトキ米國へ一五〇〇弗送金セントス、邦貨何ホドヲ送ルベキカ。

(三) 甲ハ三七〇圓ヲ乙ハ一一〇圓ヲ所有セリ、ソノ後甲ハ乙ニ或ル金額ヲ返済セシタメニ甲ノ所有金ハ乙ノ所有金ノ二倍トナレリトイフ。甲ハ乙ニ何ホドヲ返シタルカ。

(四) 道路ニ面シタル一反二七歩ノ畑アリ、其ノ一隅ニ縦一ニ間横九間ノ矩形ノ屋敷取リヲナシテ家ヲ建築セリ、畑ノ賃貸價格ハ反當リ三八圓宅地ハ坪當リ二〇錢ナリ、然ラバコノ兩地面ノ賃貸價格ハ合シテ何ホドトナルカ、



又地租ハ賃貸價格一圓ニ付三錢八厘トスレバソノ地租額ハ

何ホドトナルカ。
(五) 或人賣手買手ノ双方ヨリ二%宛ノ手数料ヲ受ケル約束ニテ土地賣買ノ仲介ヲナセリ、而シテ賣手ノ受取リシ正味ノ手取金ハ二、二五〇圓ナリシト云フ、仲介人ノ得タル手数料及買手ノ出シタル金額ハ各何ホド。
(備考) 別に珠算を課してゐるが問題の掲出は省略する。

萩市

吏員採用試験問題（昭和六年町制當時施行セルモノ）

○作文科（二時間）

一、萩町吏員採用考査ニ應募ノ感想
二、未知ノ人ニ就職ヲ依頼スル文

○算術科（一時間三十分）

一、次の計算をなせ
 $330.24 - 87.135 \times 7 + 0.5 \div 8$
二、三日目毎に来る人と四日目毎に来る人とが或る日曜日に來た、この二人が此の次の幾日後に又日曜日に來るか
三、本文の（和文）字數二八字の電報は何程（内地）の料金を要するか
四、イ圓の面積をロ圓の面積の二倍としイ圓の直徑を一メートルとすればロ圓の直徑は何程か

五、米突法度量衡に於ける度、量、衡の各單位名をあげよ
六、地租一圓につき町税附加税四九錢九厘六毛なるとき地租七五圓九五錢を納むるもの町税附加税何程か、厘未満四捨五入。

七、(イ) 日歩二錢で金を借りるのと年利七歩にて借りるのと何れが利益か。
(ロ) 額面一〇〇圓配當率年六分の株券を八〇圓にて買へば利廻は何程か。

八、萩町税の總額二二五、〇〇八圓に對する特別税戸數割一五〇、八〇〇圓なるとき其の百分比を求む。小數二位までとり以下切捨て。

九、年俸三、四〇〇圓で他に年一、五〇〇圓の收入のある人は所得税を毎回何程納むるか、所得税は年四回に納め税率は課税額一、二〇〇圓までの分に對しては〇・八%一、二〇〇圓をこえた分に對しては二%、一、五〇〇圓を超えた分に對しては三%、二、〇〇〇圓を超えた分に對しては四%、三、〇〇〇圓を超えた分に對しては五%で總收入六、〇〇〇圓以下の人には俸給に對して其の二割を引去つた金額について課税せらる。

一〇、元金をa、利率をr、期間をnとすれば複利法による元利合計sを表す式を作れ。

○地方制度（三時間）

一、三ツノ主ナル地方自治團體ヲ掲ケヨ。
二、町村公民ニ付知ル所ヲ記セ。
三、町村自治團體ノ二ツノ重ナル機關ト其ノ權限トヲ答ヘヨ。

四、町村條例ヲ設クルコトヲ得ル事項。

五、町村ノ基本財産ノ性質ニ付述ヘヨ。

六、町村税、使用料、手数料ニ付其ノ異ナル所ヲ述ヘヨ。

七、町村ノ豫算トハ如何ナルモノヲ謂フカ。

八、住所ノ觀念ニ付述ヘヨ。

九、公益法人ニ付知ル所ヲ記セ。

一〇、意思表示ヲ無効トスル場合ヲ答ヘヨ。

○口答試問ノ概要

一、履歴ノ調査。二、家庭ノ狀況調査。三、町村ノ名譽職。四、選舉人名簿ノ調製及確定。五、萩町内ノ縣社ノ數及名稱。六、國家ノ三大義務。七、義務教育トハ如何。八、有給吏員トシテ採用セラレタル場合ノ覺悟。九、町村ニ於テ税金ヲ扱フ役目ノ名。一〇、滞納シタル場合ノ取扱。一一、寄留トハ如何ナル性質ノモノナリヤ。一二、農會トハ如何ナル團體カ。一三、産業組合トハ如何ナル團體カ。一四、道路ナルモノニ付説明。一五、萩町ノ現狀ヨリ見テ將來如何ナル施設ヲ最モ必要トスルカノ意見。一六、投票ノ單記ト述記トノ利害ヲ説明セヨ。

トツレフンパ

財団法人 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

查がその可能を實證してゐる。
さはいへ學問と技術とを基礎とする都
市政の遂行によつて矯正されねばなら
ぬ社會缺陷は尙ほ幾多殘されてゐる。こ
れ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發
展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の
變化に應じて速かに適切妥當なる方策を
以て臨まねばならぬ。
「都市問題パンフレット」はこの必要に
應ずる即効的資料である。簡潔低價の小
冊子ではあるが、近時特に多端を加へ來
つた都市問題界に本叢書の演ずる役割は
決して小さくないであらう。

- | | | | |
|--------|------------|----------------------|-------------------------|
| No. 1 | 法學博士 小林丑三郎 | 都市財政の根本的改善 | (絶版) |
| No. 2 | 鈴木武雄 | 昭和三年度 東京市豫算案を評す | (絶版) |
| No. 3 | 川本宇之介 | 大阪市の學區廢止に其に伴ふ施設計畫に就て | P. 58
29 sen |
| No. 4 | 富樫建造 | 名古屋市の町名番地 | (絶版) |
| No. 5 | 法學博士 關一 | 市營事業の本質 | (絶版) |
| No. 6 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の塵芥處分問題 | (再版) P. 37
29 sen |
| No. 7 | 法學博士 關一 | 下水道事業の經濟 | (再版) P. 26
10 sen |
| No. 8 | 東京市政調査會 | 市會に關する制度改善諸案 | P. 46
29 sen |
| No. 9 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の尿尿處分問題 | P. 72
29 sen |
| No. 10 | 池田宏 | 都市行政の大恩人としての故後藤伯を憶ふ | P. 18
頁数 1
10 sen |

都市問題

一冊一研究の叢書

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ

現代都市は、物質的にも精神的にも、
國家活動の源泉である。同時に都市社會
の不安は、國家社會の一大脅威である。
一國の政治經濟文化の上に於て現代都市
の占むる此の重大なる地位は、文明の進
化につれて駁々乎として止むことなき都
市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を
加重する。
現代都市が商工文明の所産たるの特質
より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべから
ずとして絶望的所説をなすものがある。
果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生
活の福祉の増進を期することは不可能で
あるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

- | | | | |
|--------|------------|---------------|-----------------|
| No. 11 | 谷川昇 | 瓦斯事業市營買收論 | P. 33
10 sen |
| No. 12 | 池田大三
次郎 | 大都市制度論 | (絶版) |
| No. 13 | 池田宏 | 公益企業概念とその諸問題 | P. 34
10 sen |
| No. 14 | 池田宏 | 自治制發布記念日設定論 | (絶版) |
| No. 15 | 池田宏 | 大都市問題と市町村の統合 | P. 20
10 sen |
| No. 16 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市塵芥の處理方策 | P. 57
29 sen |
| No. 17 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の空中淨化問題 | P. 65
29 sen |
| No. 18 | 荒木孟 | 生鮮食品卸賣市場の統制 | P. 23
10 sen |
| No. 19 | 東京市政調査會 | 東京市政現下の諸問題 | P. 27
10 sen |
| No. 20 | 東京市政調査會 | 市吏員の銓衡方法と試験問題 | P. 69
39 sen |

● 市政の科學的研究雜誌「都市問題」特輯號

「都市問題」は斯く時々重要案件を捉へて時運の要求に應ずる

都市問題 第十三卷 第四號 P 320 (¥0.80)

地方財源特輯

都市問題 第十四卷 第一號 P 596 (¥2.50)

公益企業特輯

都市問題 第十四卷 第三號 P 620 (¥1.50)

東京市政調査會
創立十周年記念 市政論集

都市問題 第十五卷 第四號 P 540 (¥1.00)

大東京記念特輯

都市問題 第十五卷 第五號 P 220 (¥0.60)

都制問題特輯

都市問題 第十六卷 第三號 P 340 (¥0.70)

選舉肅正號

都市問題定期購讀料一年 ¥5.50 半年 ¥3.00

特輯號は年極者には普通號扱

昭和八年四月二十五日印刷
昭和八年四月二十八日發行

「市吏員の銓衡方法と設備問題」

定價三十錢

編輯兼
發行者

財団法人
東京市政調査會

印刷者
東京市京橋區築地四丁目四番地
鈴木 茂

發行所

財団法人
東京市政調査會
東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中

A rectangular decorative border with a repeating floral or geometric pattern, enclosing the text.

042

164